

## 6 資料編

### 【1】被害総括表

#### (1) 人的被害

区分	人 数	市町別内訳
死 者	2名	御浜町(1)、紀宝町(1)
行方不明	1名	紀宝町(1)
重 傷 者	7名	津市(2)、紀宝町(5)
軽 傷 者	10名	津市(1)、四日市市(2)、伊勢市(2)、松阪市(2)、桑名市(1)、鈴鹿市(1)、熊野市(1)
計	20名	

#### (2) 住家被害

##### ① 合計

区分	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
棟数	81	1077	71	702	832	2763

##### ② 市町別内訳

市町名	区 分						市町名	区 分					
	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床 下 浸水	市 町 計		全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床 下 浸水	市 町 計
津 市	1	1	22		7	31	木曾岬町						
四日市市							東員町						
伊 勢 市			15	21	15	51	菰野町						
松 阪 市					1	1	朝日町						
桑 名 市							川越町						
鈴 鹿 市							多氣町						
名 張 市					1	1	明和町						
尾 鷲 市		1	1	13	35	50	大台町	1	5		1	8	15
亀 山 市							玉城町						
鳥 羽 市							度会町				6	8	14
熊 野 市	20	272	10	401	296	999	大紀町			4	53	60	117
いなべ市					2	2	南伊勢町					3	3
志 摩 市							紀北町			4	22	91	117
伊 賀 市			4		1	5	御浜町		13	1	57	104	175
							紀宝町	59	785	10	128	200	1182

(3) 被害額

被害の区分	被害内訳	被害額(百万円)
1 公共土木施設	治山施設、公共土木施設	23, 392
2 農林水産施設	林道施設被害、湖畔崩壊・水路・道路等、水産施設の損傷、漁港施設の損傷及び流木等流込	8, 153
3 公共文教施設	公立文化施設の被害、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、社会教育施設、社会体育施設	697
4 その他公共施設	熊野庁舎、社会福祉・保健衛生・医療施設の被害、自然公園関係、山村環境施設、水道被害、発電所、その他公共施設	1, 178
小計		33, 420
5 農産被害	水稻の冠水・倒伏被害、野菜の冠水、大豆の冠水・倒伏被害、花木の風折れ、みかんスレ果・冠水、梨及び柿の落果、ビニールハウスの破損等、共同利用施設の冠水、みかん樹体の損傷、収穫済み米の冠水、個人所有農機具の冠水	1, 848
6 林産被害	特用林産施設（きのこ）の停電被害、木材加工施設（集成材）の冠水	430
7 畜産被害	鶏等の溺死、畜舎の損傷、飼料作物、稻わらの冠水・倒伏、生乳の破棄	3
8 水産被害	漁船の沈没等、漁具（定置網損壊）被害、養殖施設の破損、養殖魚のへい死、養殖貝のへい死	490
9 商工被害	店舗、工場等の建物及び設備等	2, 833
10 その他被害 (山地被害等)	山地被害等	9, 947
小計		15, 551
合計		48, 971

#### (4) 公共施設被害

公共施設名	被害状況	推量
河川	護岸欠壊等	538箇所
道路	路肩欠損、法面崩落等	368箇所
砂防施設	法面崩落等	40箇所
農業用施設	頭首工(74)、ため池(19)、水路(299)、農道(144)、揚水機場(7)の破損	543箇所
港湾・海岸・漁港	港湾(6)、海岸(6)、漁港(6)の損傷、水産施設(3)の損傷、海岸(3)、漁港(5)の流木等の被害	29箇所
治山施設	治山ダム、護岸工等の損壊	59箇所
水道施設	取水施設の倒壊、水没、水管橋の流出	7事業
幼稚園・小中学校・県立学校	浸水、倒木、設備破損等 【内訳】幼稚園(2)、小学校(11)、中学校(8)、高等学校(3)、特別支援学校(1)	25箇所
公立文化・社会教育・体育施設・文化財	浸水、法面崩落、備品被害等 【内訳】文化施設(6)、社会教育施設(14)、社会体育施設(9)、文化財(17)	47箇所
社会福祉施設	水没、床上浸水等	9箇所
保健衛生施設	床上浸水等	3箇所
医療施設	建物流失、水没、床上浸水等	3箇所

#### (5) 農業・林業・水産業・商工業被害

区分	被害状況	数量
農産被害	みかんのスレ果・冠水、果樹の落果、水稻・大豆の冠水、倒伏、共同利用施設の冠水・損傷等	25市町8, 037ha
農地被害	畦畔の崩壊や土砂の流入	428箇所
山地被害	山腹崩壊等	127箇所
林道施設	路肩欠壊、法面崩落等	326路線1, 032箇所
水産被害	漁船の転覆、養殖施設の損傷、養殖魚のへい死、漁具被害等	45件
商工業被害	店舗、工場等の被害	431件

## 【2】主な対応の経過

※時刻の記載がないものは、時刻不明または特定できないものです。

9月1日（木）

21:09 大雨警報発表（津市、松阪市、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、大台町、紀北町）

21:09 三重県災害対策本部設置

9月2日（金）

12:50 大雨警報発表（度会町、南伊勢町、御浜町、紀宝町）

暴風警報発表（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、尾鷲市、熊野市、大台町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）

13:10 土砂災害警戒情報第1号発表（津市中西部、伊賀市）

13:25 土砂災害警戒情報第2号発表（名張市、熊野市）

14:19 大雨警報発表（多気町）

洪水警報発表（名張市、紀宝町）

17:00 大雨警報発表（大紀町）

洪水警報発表（伊賀市）

暴風警報発表（津市、松阪市、多気町、明和町、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、名張市、伊賀市）

18:20 土砂災害警戒情報第3号発表（松阪市西部、大台町）

22:46 大雨警報発表（鈴鹿市、亀山市、いなべ市、菰野町）

洪水警報発表（熊野市、御浜町）

9月3日（土）

06:17 大雨警報発表（四日市市）

15:35 土砂災害警戒情報第4号発表（尾鷲市）

16:36 洪水警報発表（尾鷲市、熊野市、紀北町）

16:20 紀宝町大里地区輪中堤において越水

16:45 紀宝町高岡地区輪中堤において越水

17:00 紀宝町鮎田地区輪中堤において越水

17:05 土砂災害警戒情報第5号発表（紀宝町）

18:15 土砂災害警戒情報第6号発表（紀北町）

20:15 土砂災害警戒情報第7号発表（御浜町）

20:38 洪水警報発表（御浜町）

9月4日（日）

03:41 大雨警報発表（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町）

洪水警報発表（大紀町）

04:00 災害を防除するため陸上自衛隊第33普通科連隊長に災害派遣を要請

04:15 土砂災害警戒情報第8号発表（大紀町）

04:30 御浜町内尾呂志川の決壊

- 05:01 記録的短時間大雨情報第1号発表
- 06:20 紀宝町大里地区で死者(1名)発生
- 06:34 大雨警報発表(明和町、桑名市、東員町)  
洪水警報発表(伊賀市、伊勢市、玉城町)
- 06:45 土砂災害警戒情報第9号発表(南伊勢町)
- 08:15 御浜町阿田和地区で死者(1名)発生
- 09:44 大雨警報発表(朝日町)  
洪水警報発表(鳥羽市、志摩市)
- 09:50 土砂災害警戒情報第10号発表(度会町)
- 10:23 洪水警報発表(四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町)
- 10:45 土砂災害警戒情報第11号発表(伊勢市、松阪市東部、志摩市)
- 11:35 洪水警報発表(南伊勢町、大台町)
- 12:15 土砂災害警戒情報第12号発表(桑名市、いなべ市)
- 12:32 洪水警報発表(桑名市、朝日町、川越町)
- 14:08 洪水警報発表(津市、松阪市、多気町、明和町)
- 16:00 第1回三重県災害対策本部会議
- 17:00 孤立地区住民の救助及び人員・物資災輸送を行うため、第四管区海上保安本部長に応急措置の実施を要請  
・熊野市、御浜町、紀宝町に災害救助法の適用を決定(9月2日より適用)
- 21:00 ・紀宝町へ三重県水道灾害広域応援協定に基づき県内水道事業者による応急給水活動を開始

9月5日(月)

- 10:00 第2回三重県災害対策本部会議  
・熊野市へ県職員の派遣を開始  
・紀宝町からの要請に対し「生活必需物資等の調達に関する協定」に基づき救援物資(パン、カップラーメン、水)を搬送  
・みえ災害ボランティア支援センターを設置  
・政府調査団(阿久津内閣府大臣政務官)被災地調査(知事同行)

9月6日(火)

- 12:00 紀宝町浅里地区で行方不明者(1名)発生  
・紀宝町へ県職員の派遣を開始  
・政府調査団(平野防災担当大臣)被災地調査(知事同行)

9月7日(水)

- ・御浜町へ県職員の派遣を開始
- ・紀宝町からの要請に対し救援物資(県備蓄アルファ米)を搬送
- ・三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき県内市町等へ支援要請(紀宝町)
- ・県議会県土整備企業常任委員会被災地調査(大台町)

9月8日(木)

- 08:30 第3回三重県災害対策本部会議  
・「熊野地域公共土木施設復旧プロジェクトチーム」を発足

- ・森林・林業被害及び二次災害発生危険箇所の調査を実施
- ・県議会県土整備企業常任委員会被災地調査（熊野市、御浜町、紀宝町）

9月9日（金）

- ・熊野市、紀宝町からの要請に対し「生活必需物資等の調達に関する協定」に基づき救援物資（衣類、履き物等）を搬送
- ・野田内閣総理大臣被災地調査（知事同行）

9月11日（日）

- ・被災道路の復旧作業等により孤立地区（22地区）をすべて解消

9月12日（月）

18:20 第四管区海上保安本部紀宝町撤収

- ・大台町へ県職員の派遣を開始
- ・紀宝町からの要請に対し「生活必需物資等の調達に関する協定」に基づき救援物資（栄養調整食品）を搬送
- ・三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき県内市町等へ支援要請（熊野市御浜町）

「台風12号三重県災害義援金募集推進委員会」を設置し義援金の募集を開始

9月13日（火）

- ・被災者への県営住宅、県職員住宅等の提供を開始

9月14日（水）

10:45 陸上自衛隊第33普通科連隊紀宝町撤収

9月16日（金）

- ・熊野市、紀宝町に被災者生活再建支援法の適用を決定（9月2日より適用）

9月20日（火）

- ・大紀町へ県職員の派遣を開始
- ・三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき県内市町等へ支援要請（大紀町）

9月21日（水）

- ・関係大臣、省庁等に対する緊急提言活動を実施

9月25日（日）

- ・中川文部科学大臣被災地調査（知事同行）

9月27日（火）

- ・県議会において台風による災害への対策を求める意見書採択

10月4日（火）

- ・参議院災害対策特別委員会被災地調査（知事同行）

10月10日（月）

- ・溝畠観光庁長官被災地調査（知事同行）

10月17日（月）

- ・前田国土交通大臣被災地調査（副知事同行）

10月20日（木）

- ・前田国土交通大臣等に対する要望活動を実施

10月24日（月）

- ・県議会において被害等の早期復旧のため一般会計・企業会計の補正予算を可決

10月31日（月）

- ・台風12号による紀伊半島南部の災害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議の開催

11月1日（火）

- ・災害義援金の第一次配分を実施

11月4日（金）

- ・「被災者生活再建の手引き」を被災市町に配布

12月3日（土）

- ・齋藤内閣官房副長官被災地調査（副知事同行）

12月22日（木）

- ・災害対策本部の閉鎖及び「三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議」の設置

12月27日（火）

- ・災害義援金の第二（最終）配分を実施

平成24年1月17日（火）

- ・第2回紀伊半島大水害復旧・復興に関する国・三県合同対策会議の開催

1月21日（土）

- ・避難者解消にともない、県内の避難所を全て閉鎖

1月23日（月）

- ・第1回三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議を開催

\* 大雨警報、洪水警報、暴風警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報については、発表情報を記載しており解除情報は記載していません。

### 【3】避難勧告・指示の発令状況と避難者数

市町名	避難準備・勧告・指示			避難者数 (ピーク数)	災害対策本部 設置・廃止	
		地区数	対象世帯数			
津 市	準備	6	3,939	7,616	174	設置 9月1日21:09
	勧告	10	1,802	4,559		廃止 9月5日08:30
	指示					
	小計	16	5,741	12,175		
四日市市	準備				101	設置 9月2日17:00
	勧告	4	4,424	9,793		廃止 9月5日00:40
	指示					
	小計	4	4,424	9,793		
伊勢市	準備				1,033	設置 9月4日03:41
	勧告	23	9,022	22,277		廃止 9月5日13:20
	指示	14	2,914	6,709		
	小計	37	11,936	28,986		
松阪市	準備				195	設置 9月1日21:09
	勧告					廃止 9月5日09:19
	指示					
	小計	0	0	0		
鈴鹿市	準備				3	設置 9月2日12:50
	勧告	1	6	28		廃止 9月4日23:23
	指示					
	小計	1	6	28		
名張市	準備				3	設置 9月1日21:09
	勧告					廃止 9月4日23:23
	指示					
	小計	0	0	0		
尾鷲市	準備				333	設置 9月1日21:09
	勧告	3	214	428		廃止 9月5日17:00
	指示					
	小計	3	214	428		
亀山市	準備				45	設置 9月2日17:00
	勧告	2	221	600		廃止 9月4日23:23
	指示					
	小計	2	221	600		
熊野市	準備				357	設置 9月1日21:09
	勧告	6	6,249	13,024		廃止 11月1日17:00
	指示					
	小計	6	6,249	13,024		
志摩市	準備				10	設置 9月4日03:50
	勧告					廃止 9月5日09:30
	指示					
	小計	0	0	0		
伊賀市	準備	1	294	940	21	設置 9月1日21:09
	勧告	4	787	2,183		廃止 9月4日23:23
	指示					
	小計	5	1,081	3,123		
菰野町	準備				1	設置 9月2日17:00
	勧告					廃止 9月4日23:23
	指示					
	小計	0	0	0		
川越町	準備				30	設置 9月4日10:00
	勧告					廃止 9月4日23:23
	指示					
	小計	0	0	0		

市町名	避難準備・勧告・指示			避難者数 (ピーク数)	災害対策本部 設置・廃止	
		地区数	対象世帯数			
大台町	準備				241	設置 9月1日21:09 廃止 9月8日17:00
	勧告	3	1,524	3,423		
	指示					
	小計	3	1,524	3,423		
玉城町	準備				100	設置 9月4日04:10 廃止 9月4日09:50
	勧告	1	191	659		
	指示					
	小計	1	191	659		
度会町	準備				17	設置 9月2日12:50 廃止 9月5日09:20
	勧告	2	18	20		
	指示	1	9	18		
	小計	3	27	38		
大紀町	準備				321	設置 9月2日12:54 廃止 9月5日09:19
	勧告	3	1,230	2,724		
	指示					
	小計	3	1,230	2,724		
南伊勢町	準備				226	設置 9月2日12:50 廃止 9月5日09:19
	勧告					
	指示	3	717	1,622		
	小計	3	717	1,622		
紀北町	準備	10	4,743	10,316	424	設置 9月1日21:09 廃止 9月5日09:19
	勧告	1	154	348		
	指示					
	小計	11	4,897	10,664		
御浜町	準備				115	設置 9月2日12:50 廃止 9月30日17:15
	勧告	4	4,314	9,534		
	指示					
	小計	4	4,314	9,534		
紀宝町	準備				1,331	設置 9月2日12:50 廃止 12月16日17:15
	勧告	3	681	1,375		
	指示	3	2,724	6,057		
	小計	6	3,405	7,432		
合計	準備	17	8,976	18,872	5,081	
	勧告	70	30,837	70,975		
	指示	21	6,364	14,406		
	小計	108	46,177	104,253		

【4】避難者が多かった市町(200人以上)における避難者数の推移

(単位:人)

日付	伊勢市	尾鷲市	熊野市	大台町	大紀町	南伊勢町	紀北町	紀宝町	8市町計
9月1日		6							6
9月2日		8	68	11	9		5	8	109
9月3日		19	144	77	4	9	9	276	538
9月4日	952	32	218	198	301		180	821	2702
9月5日			218	187	22		2	821	1250
9月6日			218	12			2	694	926
9月7日			82	4			2	397	485
9月8日			82	4			2	362	450
9月9日			75	4			2	222	303
9月10日			74	4				197	275
9月11日			74	4				188	266
9月12日			74					177	251
9月13日			72					177	249
9月14日			72					166	238
9月15日			68					166	234
9月16日			67					149	216
9月17日			67					149	216
9月18日			67					162	229
9月19日			72					153	225
9月20日			72					150	222
9月21日	47	144	156	48	13	4		196	608
9月22日			60					162	222
9月23日			58					135	193
9月24日			58					135	193
9月25日			58					134	192
9月26日			58					124	182
9月27日			58					124	182
9月28日			58					123	181
9月29日			58					126	184
9月30日			59					126	185
10月1日			59					113	172
10月2日			59					116	175
10月3日			49					101	150
10月4日			37					101	138
10月5日			37					98	135
10月6日			23					95	118
10月7日			19					92	111
10月11日			19					80	99
10月12日			19					76	95
10月13日			19					78	97
10月14日			19					72	91
10月17日			19					53	72
10月18日			19					53	72
10月19日			19					51	70
10月20日			19					51	70
10月21日			11					49	60
10月24日			11					40	51
10月25日			11					39	50
10月26日			11					38	49

日付	伊勢市	尾鷲市	熊野市	大台町	大紀町	南伊勢町	紀北町	紀宝町	合計
10月27日			11					38	49
10月28日			10					38	48
10月31日			10					36	46
11月1日			10					34	44
11月2日								30	30
11月4日								30	30
11月7日								30	30
11月8日								29	29
11月9日								27	27
11月10日								26	26
11月11日								26	26
11月14日								26	26
11月15日								16	16
11月16日								16	16
11月17日								16	16
11月18日								16	16
11月21日								16	16
11月22日								16	16
11月24日								14	14
11月25日								14	14
11月28日								13	13
11月29日								11	11
11月30日								11	11
12月1日								11	11
12月2日								8	8
12月7日									
12月8日								7	7
12月30日									
12月31日								6	6
平成24年 1月10日									
1月11日								5	5
1月20日									
1月21日								0	0

原則、各日の14時現在。

\*1：20時      \*2：8時現在

\*3：9月21日は台風15号の影響により避難者増

平成24年1月21日 避難所閉鎖

#### 【参考】その他の市町における避難者数の推移

日付	亀山市	四日市市	津市	玉城町	鈴鹿市	御浜町	松阪市	菰野町	川越町
9月1日									
9月2日			1						
9月3日		1	86	6	2	1	110		
9月4日	45	5	29	46		13	39		7
9月5日						3	3	1	
9月6日						3			
9月7日						3			
9月8日						2			

## 【5】県災害対策本部設置、運営、廃止状況

9月 1日(木)	21:09	「三重県災害対策本部」設置
9月 4日(日)	16:00	第1回三重県災害対策本部会議
9月 5日(月)	10:00	第2回三重県災害対策本部会議
9月 6日(火)	8:00	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第1回)
9月 7日(水)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第2回)
9月 8日(木)	8:00	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第3回)
	8:30	第3回三重県災害対策本部会議
9月 9日(金)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第4回)
9月 12日(月)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第5回)
9月 13日(火)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第6回)
9月 14日(水)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第7回)
9月 15日(木)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第8回)
9月 16日(金)	8:00	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第9回)
9月 20日(火)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第10回)
9月 21日(水)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第11回)
	(11:00)	台風15号に関する第1回三重県災害対策本部会議
9月 22日(木)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第12回)
9月 26日(月)	7:45	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第13回)
9月 27日(火)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第14回)
9月 28日(水)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第15回)
9月 29日(木)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第16回)
9月 30日(金)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第17回)
10月 3日(月)	8:30	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第18回)
10月 4日(火)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第19回)
10月 6日(木)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第20回)
10月 7日(金)	8:15	台風12号に伴う災害に関する報告会議(第21回)
12月 22日(木)	17:00	「三重県災害対策本部」廃止
平成24年		
1月 23日(月)	9:30	第1回三重県紀伊半島大水害復旧・復興会議

\*台風12号に伴う災害に関する報告会議：本部長(知事)、副本部長(副知事・防災危機管理部長)及び主要部局長による被害・対応状況に関する情報共有会議

## 【6】市町災害対策本部設置、廃止状況

市町名	設置日時	廃止日時
津 市	9月 1日 21時09分	9月 5日 8時30分
四 日 市 市	9月 2日 17時00分	9月 5日 0時40分
伊 豊 市	9月 4日 3時41分	9月 5日 13時20分
松 阪 市	9月 1日 21時09分	9月 5日 9時19分
桑 名 市	9月 4日 6時34分	9月 5日 1時36分
鈴 鹿 市	9月 2日 12時50分	9月 4日 23時23分
名 張 市	9月 1日 21時09分	9月 4日 23時23分
尾 鷲 市	9月 1日 21時09分	9月 5日 17時00分
亀 山 市	9月 2日 17時00分	9月 4日 23時23分
鳥 羽 市	9月 4日 3時41分	9月 5日 9時19分
熊 野 市	9月 1日 21時09分	11月 1日 17時00分
い な べ 市	9月 2日 17時00分	9月 5日 1時36分
志 摩 市	9月 4日 3時50分	9月 5日 9時30分
伊 賀 市	9月 1日 21時09分	9月 4日 23時23分
木 曾 岬 町	9月 2日 17時00分	9月 3日 17時00分
東 員 町	9月 4日 6時34分	9月 4日 23時30分
菰 野 町	9月 2日 17時00分	9月 4日 23時23分
朝 日 町	9月 4日 9時44分	9月 4日 23時23分
川 越 町	9月 4日 10時00分	9月 4日 23時23分
多 気 町	9月 2日 14時19分	9月 5日 1時40分
明 和 町	9月 4日 6時34分	9月 4日 23時23分
大 台 町	9月 1日 21時09分	9月 8日 17時00分
玉 城 町	9月 4日 4時10分	9月 4日 9時50分
度 会 町	9月 2日 12時55分	9月 5日 9時20分
大 紀 町	9月 2日 12時54分	9月 5日 9時19分
南 伊 豊 町	9月 2日 12時50分	9月 5日 9時19分
紀 北 町	9月 1日 21時09分	9月 5日 9時19分
御 浜 町	9月 2日 12時50分	9月 30日 17時15分
紀 宝 町	9月 2日 12時50分	12月 16日 17時15分

## 【7】被災市町への県職員の派遣状況

(単位：人)

日付	熊野市	大台町	大紀町	御浜町	紀宝町	合計
9月5日	6	0	0	0	0	6
9月6日	6	0	0	0	2	8
9月7日	6	0	0	1	11	18
9月8日	6	0	0	1	29	36
9月9日	6	0	0	1	29	36
9月10日	4	0	0	0	19	23
9月11日	4	0	0	0	21	25
9月12日	12	2	0	0	23	37
9月13日	10	2	0	0	24	36
9月14日	14	2	0	0	25	41
9月15日	17	2	0	0	42	61
9月16日	18	2	0	0	38	58
9月17日	8	0	0	0	36	44
9月18日	8	0	0	0	35	43
9月19日	8	0	0	0	36	44
9月20日	11	0	2	1	33	47
9月21日	4	0	2	1	16	23
9月22日	10	0	2	1	22	35
9月23日	13	0	2	1	32	48
9月24日	13	0	2	1	38	54
9月25日	13	0	2	1	38	54
9月26日	14	2	2	1	40	59
9月27日	15	2	2	1	39	59
9月28日	14	2	2	1	39	58
9月29日	11	2	2	1	37	53
9月30日	9	2	2	1	38	52
10月1日	6	0	2	1	34	43
10月2日	3	0	2	1	33	39
10月3日	6	2	2	1	34	45
10月4日	6	2	2	1	35	46
10月5日	6	2	2	1	33	44
10月6日	5	2	2	1	26	36
10月7日	5	2	2	1	24	34
10月8日	3	0	2	1	25	31
10月9日	3	0	2	1	25	31
10月10日	3	0	2	1	20	26
10月11日	5	2	2	1	15	25
10月12日	5	2	2	1	15	25
10月13日	5	2	2	1	15	25
10月14日	5	2	2	1	15	25
10月15日	3	0	2	1	5	11
10月16日	3	0	2	1	5	11
10月17日	5	2	2	1	7	17
10月18日	5	2	2	1	7	17
10月19日	5	2	2	1	6	16
10月20日	5	2	2	1	6	16
10月21日	5	2	2	1	8	18
10月22日	3	0	2	1	7	13
10月23日	3	0	2	1	7	13
10月24日	3	2	2	1	6	14
10月25日	3	2	2	1	6	14
10月26日	3	2	2	1	6	14
10月27日	3	2	2	1	6	14

日付	熊野市	大台町	大紀町	御浜町	紀宝町	合計
10月28日	3	2	2	1	6	14
10月29日	2	0	2	1	6	11
10月30日	2	0	2	1	6	11
10月31日	5	2	2	1	6	16
11月1日	5	0	2	1	6	14
11月2日	5	0	2	1	6	14
11月3日	5	0	2	1	6	14
11月4日	5	0	2	1	6	14
11月5日	3	0	2	1	2	8
11月6日	3	0	2	1	2	8
11月7日	4	0	2	1	6	13
11月8日	4	0	2	1	6	13
11月9日	4	0	2	1	6	13
11月10日	4	0	2	1	4	11
11月11日	4	0	2	1	4	11
11月12日	2	0	2	1	2	7
11月13日	2	0	2	1	2	7
11月14日	4	0	2	1	4	11
11月15日	4	0	2	1	4	11
11月16日	4	0	2	1	4	11
11月17日	4	0	2	1	4	11
11月18日	4	0	2	1	4	11
11月19日	2	0	2	1	2	7
11月20日	2	0	2	1	2	7
11月21日	5	0	2	1	2	10
11月22日	5	0	2	1	2	10
11月23日	3	0	2	1	0	6
11月24日	5	0	2	1	2	10
11月25日	5	0	2	1	2	10
11月26日	3	0	2	1	0	6
11月27日	3	0	2	1	0	6
11月28日	5	0	2	1	2	10
11月29日	5	0	2	1	2	10
11月30日	5	0	2	1	2	10
12月1日～ 12月2日	5	0	2	1	0	8
12月3日～ 12月11日	3	0	2	1	0	6
12月12日～ 12月16日	0	0	2	1	0	3
12月17日～ 12月22日	0	0	0	1	0	1
合計 (延べ人日)	542	60	176	97	1,293	2,168

## 【8】災害ボランティアの活動状況

### (1) 災害ボランティアの活動状況（9月6日～11月4日）

被災市町名	ボランティア数
熊野市	2,562名
御浜町	116名
紀宝町	5,314名
合計	7,992名

### (2) みえ災害ボランティア支援センタ の設置状況

#### ① 設置年月日

平成23年9月5日

#### ② 設置場所

みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）

#### ③ 幹事団体

- ・特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- ・特定非営利活動法人みえNPOセンター
- ・三重県ボランティア連絡協議会
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- ・三重県（防災対策室、男女共同参画・NPO室、社会福祉室）

#### ④ 活動内容

- ・災害ボランティア活動に関する情報の受発信
- ・現地へのボランティアバスの運行
- ・専門ボランティアへの活動支援

### (3) 現地災害ボランティアセンタ の設置状況

市町名	運営主体	設置日	閉所日
熊野市	熊野市社会福祉協議会	9月6日	11月4日
御浜町	御浜町社会福祉協議会	9月5日	10月11日
紀宝町	紀宝町社会福祉協議会	9月5日	10月16日

## 【9】福祉・保健・医療施設等の被害と対応状況

### (1) 被害状況

施設	被災施設数	備考
高齢者福祉施設	5件（水没3件、床上浸水2件）	人的被害なし。 道路寸断により一時孤立した特別養護老人ホーム「宝寿園」から、体調を崩した入所者3名を自衛隊が救出した。
保育所、母子生活支援施設	3件（水没1件、床上浸水2件）	人的被害なし。
障がい者福祉施設	6件（水没1件、床上浸水5件）	人的被害なし。
保健衛生施設	1件（床上浸水）	人的被害なし。
医療施設	8件（建物流出1件、水没2件、床上浸水5件）	人的被害なし。

※2月末日現在で把握している、床上浸水以上の被害があった施設について記載。

### (2) 対応状況

#### ① 保健師班の派遣について

熊野市及び紀宝町から保健師の派遣要請があったため、市町と協力して派遣を行った。健康チェックによる要支援者フォロー、避難所等における健康相談、避難所衛生対策を実施した。

#### ・熊野市への派遣

派遣月日	県	市町	市町名	計
9/12～15	2			2
9/16～18	2	1	南伊勢町1	3
9/19	2	1	大紀町1	3
9/20	2	1	鈴鹿市1	3
9/23	2	1	多気町1	3
9/24～26	2	1	津市1	3
9/27～28	2	1	名張市1	3
9/29～30	2	1	伊勢市1	3
計	34	13		47

・紀宝町への派遣

派遣月日	県	市町	市町名	計
9/8	6	1	紀北町1	7
9/9	6	2	尾鷲市1 紀北町1	8
9/10	4	4	尾鷲市3 紀北町1	8
9/11	6	2	尾鷲市1 紀北町1	8
9/12～13	2	3	明和町1 南伊勢町1 紀北町1	5
9/14	2	3	尾鷲市1 明和町1 南伊勢町1	5
9/15	3	2	玉城町1 紀北町1	5
9/16	3	2	尾鷲市1 玉城町1	5
9/17	2	2	桑名市1 玉城町1	4
9/18	2	3	桑名市1 亀山市1 木曽岬町1	5
9/19	2	3	桑名市1 木曽岬町1 紀北町1	5
9/20	2	3	亀山市1 尾鷲市1 木曽岬町1	5
9/23	2	3	志摩市2 東員町1	5
9/24～25	2	3	津市1 玉城町1 度会町1	5
9/26	2	3	津市1 玉城町1 大紀町1	5
9/27～28	2	3	菰野町1 川越町1 朝日町1	5
9/29	2	3	四日市市1 伊勢市1 川越町1	5
9/30	2	3	四日市市1 伊勢市1 大紀町1	5
計	58	57		115

② 衛生・防疫活動について

- ・浸水した家屋等の消毒は市町が主体となって実施した。県は、熊野市の消毒作業に従事するため、熊野保健福祉事務所の職員6名を派遣した。
- ・県と市町村保健師の協力により、被災世帯を訪問し、健康・衛生状況の調査・指導を行った。

③ 生活保護受給者への対応について

- ・受給者の安否確認、避難情報の把握に努めた後、個別に被害や生活状況について聞き取りを行った。
- ・台風の被害による新たな生活保護の相談は無かった。

④ 食品営業施設への対応について

食品衛生監視員により被害状況の把握を行うとともに、食品営業施設の営業を再開する際は、監視員の確認を受けるよう指導を行った。

## 【10】 義援金の受付状況

三重県では、関係団体と協力して「台風12号三重県災害義援金募集推進委員会」を設置し、平成23年9月12日から災害義援金の募集を開始しました。多くの方々からのご支援の結果、145,021,890円の義援金を受け付けました。

義援金の受付状況（最終）

受入機関	金額（千円）
三重県	69,423
日本赤十字社三重県支部	53,870
三重県共同募金会	20,198
三重テレビ放送	812
三重エフエム放送	720
合計	145,022

## 【11】 応急仮設住宅について

○ 被災された方を対象として、県営住宅、雇用促進住宅等の提供を行いました。

提供状況

提供住宅	提供戸数	入居戸数
県営住宅	14	4
雇用促進住宅	66	15
職員住宅等	29	7

## 【12】水道施設の被害と対応状況

### (1) 被害状況

県内7市町で水道施設が被災し、うち6市町で断水被害が生じました。

9月16日までにすべて仮復旧が完了し、今後、災害復旧事業国庫補助金等を活用して本復旧を進める予定です。

被災市町	事業名	被害概要	断水戸数	被害額(千円)
津市	伊勢地簡易水道	配水管等の破損	260	18,700
尾鷲市	三木浦簡易水道	取水施設(取水口)の土石流による埋没		5,000
熊野市	上水道 日進小阪簡易水道 五郷簡易水道	浄水施設(建屋・ポンプ設備等) の損壊 配水管等の破損 配水管等の破損	7,759	170,000
度会町	東部簡易水道	取水施設(計装機器等)の浸水	1,637	31,000
大紀町	大宮簡易水道 大紀簡易水道	取水施設(計装機器等)の浸水 取水施設(計装機器等)の浸水	500	5,000
御浜町	上水道 尾呂志簡易水道	配水管等の破損 配水管等の破損	486	21,000
紀宝町	上水道	取水施設(ポンプ設備等)の浸水	5,305	125,000
計			15,947	375,700

### (2) 対応状況

断水を生じた市町のうち、特に被害が深刻な2市町については、三重県水道災害広域協定に基づき、県内水道事業体による応急給水活動を実施しました。

また、紀宝町においては中日本高速道路株式会社の協力により、給水タンク車を活用した応急給水活動の支援も行われました。

被災市町	期間	給水車の派遣状況
熊野市	9/5～9/16 (12日間)	県内10事業体から 延66台
紀宝町	9/4～9/17 (14日間)	県内16事業体から 延117台
	9/7～9/15 (9日間)	中日本高速道路(株)から 延41台

## 【13】三重県水道災害広域応援協定に基づく応援活動

### (1) 応援市町：熊野市

- ① 応援活動期間 平成 23 年 9 月 5 日から 9 月 16 日
- ② 応援団体数 10 水道事業体
- ③ 応援団体配備体制

応援団体名	応援日	職員数（人日）			延べ使用車両台数
		職員数 (人)	日数	計（人日）	
桑名市	9/ 5～9/14	2	10	20	10
いなべ市					
木曽岬町					
東員町					
亀山市	9/ 5～9/ 9	2	5	10	5
伊賀市	9/ 5～9/ 9	2	5	10	5
名張市	9/ 5～9/14	2	10	20	10
松阪市	9/ 5～9/ 8	2	4	8	4
志摩市	9/ 5～9/ 9	2	5	10	5
三重県企業庁	9/ 5～9/ 9	6	5	30	15
	9/10～9/14	4	5	20	10
	9/15～9/16	2	2	4	2
計	12 日間			132	66

### (2) 応援市町：紀宝町

- ① 応援活動期間 平成 23 年 9 月 4 日から 9 月 17 日
- ② 応援団体数 16 水道事業体
- ③ 応援団体配備体制

応援団体名	応援日	職員数（人日）			延べ使用車両台数
		職員数 (人)	日数	計（人日）	
東員町	9/ 5～9/ 7	2	3	6	3
四日市市	9/ 4～9/17	2	14	28	14
川越町	9/13～9/15	2	3	6	3
朝日町	9/ 6～9/13	2	8	16	8
菰野町					
鈴鹿市	9/ 4～9/17	2	14	28	14
多気町	9/ 6～9/ 8	2	3	6	3
明和町	9/ 8～9/10	2	3	6	3
大台町	9/ 9～9/15	2	7	14	7
伊勢市	9/ 4～9/17	2	14	28	14
玉城町	9/12～9/15	2	4	8	4
南伊勢町	9/11～9/15	2	5	10	5
鳥羽市	9/ 5～9/13	2	9	18	9
尾鷲市	9/ 7～9/11	2	5	10	5
紀北町	9/ 6～9/12	4	7	28	14
	9/13～9/15	2	3	6	3
三重県企業庁	9/ 6～9/13	2	8	16	8
計	14 日間			234	117

## 【14】災害廃棄物の処理状況

### (1) 「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づく応援

- 平成23年9月の台風第12号災害により、被災市町で処理しきれない災害廃棄物が発生したため、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき広域的に処理を進めました。
- 市町及び一部事務組合（23市町等）からは、9月9日～10月10日の期間で延べ341台（最大19台／日）の収集運搬車両の応援がありました。

＜応援市町等＞

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、菰野町、多気町、明和町、大台町、度会町、南伊勢町、紀北町、御浜町、朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター、菊狭間環境整備施設組合、香肌奥伊勢資源化広域連合

- （社）三重県産業廃棄物協会を通じて民間業者（13業者）から、9月10日～10月10日の期間で延べ304台（最大23台／日）の収集運搬車両の応援がありました。

### (2) 発生量等の推定

主な処理量（見込み）は、次のとおり。

事業主体	災害廃棄物の処理量	災害廃棄物処理事業費
熊野市	約4,000トン	146,126千円
大台町	約350トン	6,604千円
大紀町	約110トン	2,536千円
御浜町	約200トン	7,049千円
紀宝町	約17,000トン	497,167千円
合計	約21,660トン	659,482千円

（注）・処理量及び処理費用は見込みを含む。

- ・処理量は、災害等廃棄物処理事業費補助金申請書記載の量とした。
- ・処理事業費は、処理済みの市町は精算額の事業費、処理中の市町は国の査定額とした。

### (3) 処理、処分方法

民間施設や他市町村への処理委託、または、被災市町村で自区域内処理を行う。

### (4) その他

災害等廃棄物処理事業補助金の国調査は、平成24年1月17日から20日に実施。

## 【15】治山・林道被害管内別表

事務所別	治山		林道			計		備考
	箇所数	被害額(千円)	路線数	箇所数	被害額(千円)	箇所数	被害額(千円)	
四日市	11	47,100	18	38	23,850	49	70,950	
津	11	321,900	50	87	227,235	98	549,135	
松阪	54	5,322,500	95	362	2,093,636	416	7,416,136	
伊勢	16	372,200	51	96	250,700	112	622,900	
伊賀	21	215,400	20	29	121,416	50	336,816	
尾鷲	23	1,458,700	62	159	164,553	182	1,623,253	
熊野	50	2,770,600	35	261	1,606,493	311	4,377,093	
合 計	186	10,508,400	331	1,032	4,487,883	1,218	14,996,283	
熊野	-	-	-	1	10,105	1	10,105	山村環境施設 (浅里広場)

※林道の路線数：5路線は複数事務所に重複している。

## 【16】農林水産業、商工業の被害と対応状況

### (1) 農林水産業被害

#### ① 農林水産業被害状況

(単位：百万円)

区分	市町数	被害規模	被害額	被害内容
農作物	23	8,036.8ha	1,122	水稻、大豆、野菜等冠水、果樹落果等
米	2	370t	68	収穫済米の冠水（熊野市、紀宝町）
農業用施設（生産）	16	342件	658	ハウス、施設、機械の冠水等
畜産	3	7件	3	飼料作物冠水等
林産	1	3ヵ所	430	木材加工施設浸水等
水産業	5	45件	490	養殖魚死亡ほか
農地	11	428件	1,577	水田・畑地 約94ha
農業用施設（基盤）	13	543件	2,056	水路、頭首工等
水産施設	3	3件	4	水産施設等破損（津市、大紀町、尾鷲市）
漁港・海岸	9	14件	28	施設破損、流木等漂着
合計			※6,436	

※端数処理等の関係で合計と内訳は一致しない。

② 農作物被害の内訳

区分	面積 (ha)	被害額 (千円)	被害内容	主な被災地
水 稲	5,999.1ha	354,842	冠水	県下全域
野 菜	8.3ha	38,905	冠水	津市等
大 豆	882.0ha	89,304	冠水	いなべ市等
果 樹	1,147.1ha	638,118	落果、スレ果、樹体倒伏	熊野市、御浜町、紀宝町等
花 き	0.3ha	1,120	冠水	紀北町、紀宝町
計	8,036.8ha	1,122,289		

③ 農業用施設（生産）被害の内訳

区分	件数	被害額 (千円)	主な被災地
ビニールハウス	91	22,066	県下全域
共同利用施設	23	225,258	熊野市、紀宝町等
農業用機械 (個人有)	228	410,376	紀宝町
計	342	657,700	

④ 水産業の被害の内訳

区分	数量	被害額 (千円)	被害内容	主な被災地
漁 船	5 隻	3,000	浸水等	鈴鹿市、尾鷲市
漁 具	13 件	95,490	損傷等	南伊勢町、紀北町、尾鷲市、熊野市
養殖施設	6 件	21,900	損傷等	南伊勢町、尾鷲市、紀北町
養 植 物	21 件	369,376	魚のへい死等	南伊勢町、尾鷲市、紀北町、熊野市
計		489,766		

⑤ 農地被害の内訳

区分	箇所数	被害額 (千円)	主な被災地
水 田	271 件	1,141,180	津市、熊野市、御浜町、紀宝町等
畑	157 件	435,900	
計	428 件	1,577,080	

⑥ 農業用施設（基盤）被害の内訳

区分	箇所数	被害額（千円）	主な被災地
頭首工	74	606,400	熊野市、大紀町等
ため池	19	243,000	熊野市、紀宝町等
水路	299	551,750	津市、大紀町、御浜町等
農道	144	606,700	熊野市、大紀町、御浜町等
排水機上	7	48,000	大台町、大紀町等
計	543	2,055,850	

⑦ 漁港・海岸被害の内訳

区分	箇所数	被害額（千円）	主な被災地
漁港	11	22,000	南伊勢町、尾鷲市、熊野市等
海岸	3	6,000	伊勢市、大紀町、尾鷲市等
計	14	28,000	

## (2) 農水産業被害への対応

### ① 農作物等への対応

- ・台風接近に対し、「台風に関する農作物事前・事後対策」をホームページ（三重県農業技術情報システム <http://www.mate.pref.mie.jp>）に掲載し、農作物への風雨による被害を回避・軽減するよう情報提供に努めました。
- ・台風及び豪雨災害が発生した翌日、中央及び各地域普及センターでは、それぞれが管轄する地域内での農作物の被害状況を調査するとともに緊急に実施すべき圃場の排水対策、病害対策を中心に現地指導しました。
- ・ビニールハウスの破損、圃場の冠水、農作物の倒伏等については、JA、各生産部会等と連携しながら、技術的な事後対応策の早急な実施を促し、被害の軽減を図りました。

#### (今後の対応)

- ・施設及び土地基盤への被害の復旧に対する各種事業の導入や各種資金の活用等について、既に検討中の案件も含めて関係機関と連携しながら検討し、よりスムーズな復旧を図ります。

### ② 農地、農業用施設、海岸・漁港被害への対応

#### (応急対応)

- ・緊急に対応が必要な農道・水路の土砂撤去並びに漁港及び漁港海岸における流木の撤去を行いました。
- ・査定等復旧作業の円滑な推進のため、9月8日から被害の多かった大紀町、熊野市、御浜町、紀宝町において技術職員延べ32人が災害応援業務を実施しました。

#### (今後の対応)

- ・来年度の作付けに支障がないよう、早急に復旧工事を進めていく必要があることから11月24日から災害査定に入り12月22日に完了し、復旧工事を実施中です。
- ・漁港施設については、平成23年11月21・22日に災害査定が実施され、復旧工事を実施中です。

### ③ 国の支援策

平成16年11月25日「平成16年9月26日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布され、農地、農業用施設及び林道の復旧事業が適用対象となることになりました。

### (3) 商工業被害

#### ① 商工業被害状況

(単位：百万円)

区分	市町村数	被害事業所	被害額	被害内容
商業・サービス業	11	280	1,013	商品・店舗の浸水、流失等
製造業・建設業	12	138	1,695	設備・機器類の浸水、損壊等
その他	2	13	125	設備の浸水、損壊等
合計	14	431	2,833	

県内市町数 29 市町（発災時）

### (4) 商工業被害への対応

#### ① 被災状況調査等

- ・台風および豪雨災害発生の翌日（9月5日）から、商工関係団体（各商工会議所、各商工会、三重県商工会連合会）を通じ、それぞれの管内における被害状況の調査を実施しました。
- ・9月13日から商工関係の激甚災害指定のため、県南部地域を中心に実地調査を依頼し報告をとりまとめ、9月15日に中部経済産業局へ報告しました。
- ・中部経済産業局は、9月、12月に熊野市、紀宝町の現地調査を実施しました。
- ・以後、熊野市、紀宝町など県内の被害状況等を調査、集約し、隨時、同局の中小企業課へ報告をしています。

#### ② 金融関連対策

##### ア 金融相談窓口の設置及び被災地金融相談会の実施

- ・9月5日から金融経営室に被災中小企業等特別相談窓口を設置しました。
- ・特別相談窓口は、三重県信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、三重県産業支援センターにも設置しており、金融相談、経営相談等を実施し、被災中小企業者の経営支援を図っています。
- ・10月24日には熊野市において台風第12号に係る被災中小企業者向け特別相談会を開催し、災害対策資金の円滑な調達に係る支援等を図りました。

## イ 台風 12 号関連災害対策資金の創設等

台風 12 号に係る被災中小企業が早期に復旧できるよう、県単融資制度において、平成 23 年台風 12 号関連災害復旧資金の創設やリフレッシュ資金の特例措置等を行っています。

### 平成 23 年台風 12 号関連災害復旧資金の概要

- (1) 対象者  
熊野市、御浜町、紀宝町における被災中小企業者（御浜町の場合：セーフティネット保証（4 号）に係る町長の認定が必要）※り災證明書が必要
- (2) 資金の使途  
災害復旧のために必要な設備資金及び運転資金
- (3) 貸付限度額  
8,000 万円  
特定中小企業者の認定を受けたものについては別枠で 3,000 万円とする。
- (4) 貸付利率 金融機関所定利率
- (5) 貸付期間 10 年以内（据置期間 1 年以内）
- (6) 保証料率 0.50%（県 0.4%補助後）

### リフレッシュ資金における特例措置の概要

- (1) 対象者  
平成 23 年台風 12 号関連災害復旧資金の対象外地域における被害中小企業者  
※り災證明書が必要
- (2) 資金の使途  
災害復旧のために必要な設備資金及び運転資金
- (3) 貸付限度額  
5,000 万円
- (4) 貸付利率 金融機関所定利率
- (5) 貸付期間 10 年以内（据置期間 1 年以内）
- (6) 保証料率 0.35～1.40%（県 0.1～0.5%補助後）

## セ フティネット資金の概要

- (1) 対象者  
熊野市、御浜町、紀宝町において、台風 12 号による影響により売上が減少し、経営の安定に支障を生じている中小企業者（セーフティネット保証（4 号）に係る市町長の認定が必要）
- (2) 資金の使途  
経営安定のために必要な資金
- (3) 貸付限度額  
8,000 万円
- (4) 貸付利率 金融機関所定利率
- (5) 貸付期間 10 年以内（据置期間 1 年以内）
- (6) 保証料率 0.60%（県 0.3%補助後）

## ウ 台風 12 号に係る被災中小企業者に対する三重県中小企業融資制度償還条件緩和措置の実施

- 台風 12 号による被害を受け、返済に支障をきたしている中小企業者に対し、既往の県単融資制度の償還条件の緩和措置を講じることにより、資金繰りを緩和し、経営の安定を図ることを目的として実施しました。

### 1 対象者

- 熊野市、御浜町、紀宝町に事業所を有する県単融資制度の利用中小企業者  
※り災証明書が必要

### 2 対象資金

平成 23 年 9 月 1 日以前に借り入れた県単融資制度

### 3 緩和措置

- 貸付期間の延長 6 ヶ月以内
- 元本の償還猶予 6 ヶ月以内  
注 貸付期間の延長と元本の償還猶予は併用可とする。

### 4 申込期間

平成 23 年 9 月 9 日～平成 24 年 1 月 31 日

## ③ 国の支援策

### ア 災害関係保証

- 国は、県からの中小企業に係る被災状況報告を受けて、特に著しい被害を受けた熊野市、紀宝町を対象に、激甚災害法に基づく局激地域への中小企業支援措置として、災害関係保証の適用を決定し、平成 23 年 9 月 26 日に官報告示しました  
(当初実施期間 : H23. 9. 26～H24. 3. 25、H24. 3. 7 付けて実施期間を H24. 9. 30 まで約 6 カ月延長)。
- これにより、当該地域の被災中小企業者は、信用保証協会の 100% 保証が受けられる別枠保証「災害関係保証」を利用可能になります。
- また、当該保証を活用する県単融資制度「平成 23 年台風 12 号関連災害復旧資金」の利用が可能になります。

### イ セ フティネット保証（4号）

- 国が、災害関係保証の適用に加えて、被害状況が比較的大きい災害救助法指定地域を対象にセーフティネット保証（4号）の適用を検討しているのを受け、商工団体等の協力を得て被害状況の再調査（被害額 200 万円以上、売上 20% 減少見込み事業所の抽出）を開始しました。その結果、調査対象 369 事業所中、被害額 200 万円以上で 202 事業所、売上高減少基準で、251 事業所を基準該当として 10 月 5 日にセーフティネット適用申請書類を中部経済産業局へ提出し、11 月 25 日に本県、和歌山県及び奈良県の 3 県にまたがる隣接する市町に対して、セーフティネット保証（4号）が広域適用される旨官報告示されました(当初指定期間 : H23. 8. 29～H24. 2. 24、H24. 2. 24 付けて指定期間を H24. 5. 24 まで 3 か月間延長)。
- これにより、売上減少に係る市町長の認定を受けた場合、信用保証協会の 100% 保証が受けられる別枠保証「セーフティネット保証（4号）」が利用可能になります。
- また、これを受けて、御浜町を、県単融資制度「平成 23 年台風 12 号関連災害復旧資金」の利用対象地域に追加しています。

## 【17】市町への財政支援と市町職員の応援派遣状況

### (1) 普通交付税

#### ① 繰上交付

○交付月日

交付日 平成 23 年 9 月 16 日 (金)

入金日 平成 23 年 9 月 16 日 (金)

(平成 23 年度の 11 月定例交付日は 11 月 2 日であり、これに比べ約 1.5 ヶ月の前倒しとなっている。)

○対象団体及び繰上交付額 (全て災害救助報適用団体)

熊野市	542,000 千円
御浜町	250,000 千円
紀宝町	302,000 千円
総額	1,094,000 千円

【参考：全国の 9 月 16 日繰上交付額 (台風第 12 号による被災団体分)】

7,249,000 千円

内訳  三重県 3 団体 1,094,000 千円 和歌山県 5 団体 3,338,000 千円  
奈良県 10 团体 2,330,000 千円 岡山県 1 団体 487,000 千円

#### ② 災害復旧に係る地方債の元利償還金の交付税措置

災害復旧に係る地方債の種類に応じ、元利償還金の最大 95%まで交付税措置。

### (2) 特別交付税

平成 23 年 9 月 21 日	副知事による緊急提言
9 月 22~30 日	市町財政事情ヒアリング (東紀州地域 9/28)
10 月 3~7 日	要望資料として被害情報をとりまとめ
10 月 13 日	総務省ヒアリング (10 月要望)
12 月 14 日	特別交付税 12 月分交付
平成 24 年 1 月 23~27 日	追加要望資料として災害対策経費のとりまとめ
2 月 2 日	総務省ヒアリング (2 月要望)
3 月下旬	特別交付税 3 月分交付 (予定)

### (3) 市町村税の減免措置等

#### ① 制度の概要

- ア 申告等に係る期限の延長（災害がやんだ日から 2 ヶ月以内）
    - ・申告、申請、請求その他書類の提出又は納付・納入期限の延長
    - ・災害が広範囲に及んだ場合、告示によりその地域及び期限を指定して、画一的に延長することも可能
  - イ 徴収の猶予
    - ・被災者からの申請に基づき、地方税法第 15 条の規定により徵収を猶予
    - ・法人の市町村民税は、減免ではなく、徵収猶予で対応
  - ウ 減免
    - ・個人の市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税について、被災者が納付すべき当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が到来するものについて減免可能
    - ・被害の程度により、税額の全部又は一部を減免
- ※期限の延長及び減免については条例の定めが必要

#### ② 対応

- ・災害被害者に対する地方税の減免措置等について（H12.4.1 自治事務次官通知 H18.4.1 改正）の周知徹底
- ・台風 12 号に伴う市町からの質疑をQ&Aにまとめ、29 市町への情報提供

### (4) 地方債

平成 23 年 11 月	単独災害復旧事業債・補助災害復旧事業債の要望を市町照会
12 月～	申請ヒアリング（主として机上、必要なら現地調査）
平成 24 年 1 月	取りまとめ後、総務省に申請
3 月	起債同意

### (5) 三重県市町振興事業貸付金

#### ① 制度の概要

##### ア 貸付対象事業

三重県被災者生活住宅再建支援制度に基づく市町負担金及び三重県被災者住宅復興資金貸付金利子補給制度における市町利子補給分

##### イ 貸付枠（拡充分）

2 億 1 千万円

##### ウ 貸付条件

・貸付利率 財政融資資金の 1 / 2

（条件不利地域にあっては、さらに△0.5%）

・貸付期間 10 年間又は 15 年（うち元金据置期間を 2 年間）

・充当率 100%

② これまでの対応

平成 23 年 12 月 市町に要望照会

③ 今後の対応

平成 24 年 3 月 市町に貸付実行

(6) 三重県市町村災害時応援協定に基づく紀宝町への応援

応援内容：家屋被害認定調査業務、廃棄物分別支援業務、役場内事務業務

応援期間：平成 23 年 9 月 14 日から 10 月 10 日まで

市町名	応援人数（延べ）	市町名	応援人数（延べ）
津 市	2名	木曽岬町	1名
四日市市	1名	東員町	2名
伊勢市	8名	菰野町	5名
松阪市	2名	朝日町	2名
桑名市	4名	川越町	2名
鈴鹿市	6名	多気町	20名
名張市	26名	玉城町	7名
尾鷲市	27名	度会町	7名
亀山市	16名		
鳥羽市	8名		
伊賀市	7名		
市 計	107名	町 計	46名
市町合計			153名

※三重県市町村災害時応援協定による職員派遣数であり、その他の災害支援業務等の派遣は含まない。

## 【18】公共土木施設の被害と対応状況

### (1) 被害状況

#### ① 公共土木施設被害

(単位：百万円)

工種	県工事		市町村工事		計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
河川	301	8,952	237	2,427	538	11,379
道路	166	5,232	202	1,587	368	6,819
橋梁	7	290	13	831	20	1,121
砂防設備	40	2,093			40	2,093
急傾斜地崩壊防止施設	1	102			1	102
海岸	6	1,122			6	1,122
港湾	6	180			6	180
下水道			1	4	1	4
公園			3	5	3	5
計	527	17,971	456	4,854	983	22,825

#### ② 砂防土砂被害

災害関連緊急事業			激甚災害対策特別緊急事業		
区分	箇所数	金額（百万円）	区分	箇所数	申請額（百万円）
砂防	7	1,091	砂防	7	1,560
計	7	1,091	計	7	1,560
特定緊急砂防事業					
区分	箇所数	金額（百万円）			
砂防	1	200			
計	1	200			

### (2) 被災状況

#### ① 河川浸水状況

##### ◆ 主な被災箇所

- ・二級河川尾呂志川（御浜町）
- ・二級河川員弁川（東員町）
- ・二級河川井戸川（熊野市）
- ・一級河川大又川（熊野市）
- ・一級河川大内山川（大紀町）

## ② 道路

災害状況等	通行止箇所数（国道）	通行止路線数（県道）
法面崩壊、路肩崩壊	22	47
雨量規制、路面冠水等	22	56
合計	44	103

### ◆主な被災箇所

- ・主要地方道七色峠線（熊野市）
- ・一般県道小船紀宝線（紀宝町）
- ・一般県道桧原大内山線（大紀町）
- ・主要地方道南島紀勢線（南伊勢町）

## ③ 土砂災害の発生状況（治山部局対応を除く）

市町村名	がけ崩れ	土石流	地すべり	計
津 市	1	1	1	3
松 阪 市		1	1	2
大 台 町		2		2
伊 势 市	1			1
南伊勢町	1			1
伊 賀 市	8			8
尾 鷲 市	1			1
紀 北 町	1	1		2
熊 野 市	1	5		6
紀 宝 町	11	3		14
合 計	25	13	2	40

### ◆主な被災箇所

- ・大和田川（土石流）紀宝町
- ・上大長田谷（土石流）熊野市
- ・所谷川（土石流）津市
- ・評議川（土石流）熊野市
- ・古城3地区（がけ崩れ）熊野市
- ・ジャング谷（土石流）紀宝町
- ・紺屋地谷（土石流）熊野市
- ・茗荷古（土石流）熊野市
- ・津呂地（がけ崩れ）紀宝町

## ④ 港湾・海岸施設の被害状況

- ◆ 木本港（熊野市木本町）
- ◆ 二木島港（熊野市二木島町）
- ◆ 尾鷲港（尾鷲市天満浦）

## (3) 今後の対応方針

被災箇所の早期復旧に向け、公共土木施設については、公共土木施設災害復旧事業制度により災害申請を行い申請後、災害査定を受け、速やかな工事発注を行うよう努めます。

また、公共土木施設以外の砂防、河川被害についても、災害関連緊急事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業及び河川激甚災害対策特別緊急事業にて早期復旧を図ります。

## 【19】自然公園施設の被害と対応状況

### (1) 被害状況

① 国立・国定公園 4市町（5施設） 被害額138,768千円

#### 吉野熊野国立公園

熊野市：七色峡園地ほか（休憩所一部損壊など）

紀宝町：飛雪の滝野営場（管理棟、トイレ等全壊）

大台町：大杉谷線歩道（歩道一部損壊）

#### 室生赤目青山国定公園

伊賀市：青山高原園地（歩道一部損壊）

② 東海自然歩道 2市町（2カ所）歩道一部損壊 被害額3,700千円

亀山市、津市

③ 近畿自然歩道 3市町（3カ所）歩道一部損壊 被害額 3,900千円

熊野市、御浜町、津市

### (2) 被害への対応

被災箇所の早期復旧を図るため、原形復旧を基本とした復旧事業を順次実施することとしています。

また、国立公園内の「飛雪の滝野営場」については、環境省と役割分担して復旧事業を行う予定です。

## 【20】公立学校等の被害と対応状況

### (1) 被害の状況

#### ① 学校施設の被害

被害を受けた施設は、全体で6市4町の26の学校・施設で、内訳は小学校11校、中学校8校、高校3校などとなっており、このうち「床上浸水」は6校ありました。

被害額は全体で559,338千円となっており、飯高西中学校ほか10校の学校施設の被害は、災害復旧事業が適用される見込みです。

【被害一覧】

(単位:千円)

	市町名	被害額	被害のあった学校等	備考
幼小中学校	四日市市	750	橋北幼稚園・富田小学校・三重小学校・常盤西小学校・羽津北小学校・保々中学校・西朝明中学校・桜中学校 計8校	倒木等
	伊勢市	17,490	城田小学校・豊浜中学校 計2校	屋根破損
	松阪市	28,000	飯高西中学校 計1校	敷地斜面崩落
	熊野市	34,732	飛鳥小学校・井戸小学校・飛鳥中学校・新鹿中学校 計4校	運動場浸水等
	伊賀市	4,592	青山よさみ幼稚園(私立) 計1校	敷地斜面崩落
	度会町	100	度会小学校 計1校	設備破損
	大紀町	1,365	大紀小学校 計1校	
	紀宝町	143,250	成川小学校・相野谷小学校・矢渕中学校 計3校	床上浸水等
計		230,279	21の学校・施設 (幼2、小11、中8)	
県立学校		329,059	特別支援学校伊賀つばさ学園(名張市)・四日市中央工業高校(四日市市)・木本高校(熊野市)・紀南高校(御浜町)・木本高校教職員住宅(熊野市) 計4校1施設	床上浸水等
合計		559,338	26の学校・施設	

## ② 文化・社会教育施設の被害

文化・社会教育施設では、5市1町の21施設で51,482千円の被害を受けており、その内容は河川による「床上浸水」、「雨漏り」等でした。

【被害一覧】

(単位:千円)

市町名	被害額	被害のあった施設	備考
津市	2,491	三重県文化会館、久居市民会館、津市美里ふるさと資料館、津市川合公民館、津市倭公民館	雨漏り等
四日市市	0	四日市市文化会館、あさけプラザ	雨漏り
尾鷲市	700	尾鷲市市民文化会館、尾鷲市中央公民館、尾鷲市三木里公民館	雨漏り
熊野市	19,342	熊野市紀和鉱山資料館、熊野市紀和コミュニティーセンター、熊野市文化交流センター	床上浸水、フェンス倒壊、音響・映像機器備品・室外空調機・エレベーター浸水
伊賀市	7,630	伊賀市文化会館、ふるさと会館いが、あやま文化センター、伊賀市いがまち公民館、伊賀市青山公民館、伊賀市城之越遺跡、伊賀市崇広堂	雨漏り等
御浜町	21,319	御浜町中央公民館	床上浸水
計	51,482	21施設	

## ③ 社会体育施設の被害

社会体育施設では、3市4町の9施設で85,840千円の被害を受けており、その内容は河川による「床上浸水」、「法面崩落」等でした。

【被害一覧】

(単位:千円)

市町名	被害額	被害のあった施設	備考
松阪市	4,000	飯高B&G海洋センター	駐車場法面崩落
熊野市	15,530	熊野市山崎運動公園、熊野市紀和B&Gグラウンド	床上浸水、泥堆積、備品被害、休憩所全壊、フェンス倒壊
紀宝町	35,170	紀宝町深田運動場グラウンド・テニスコート、紀宝町大里自然プール	床上浸水、備品被害
度会町	60	度会町中川第2グラウンド	フェンス倒壊
大紀町	25,000	大紀町地域交流センター	床上浸水、配電盤冠水
玉城町	80	玉城町お城広場	ブレーカー破損
伊賀市	6,000	阿山第2運動公園	法面崩落、フェンス倒壊
計	85,840	9施設	

#### ④ 文化財の被害

文化財では、5市6町の17施設の被害を受けており、その内容は「崩落」、「倒木」等でした。

#### 【被害一覧】

市町名	文化財名	被害状況
紀北町	熊野参詣道 伊勢路（荷坂峠道）	古道の路肩崩落
熊野市	熊野参詣道 伊勢路（大吹峠道）	古道入口の落石
御浜町	熊野参詣道 伊勢路（横垣峠道）	山林斜面崩落に伴う古道の崩壊
熊野市	熊野参詣道 伊勢路（風伝峠道）	古道の路肩崩落および倒木
熊野市 御浜町 紀宝町	熊野参詣道 七里御浜	流木の堆積
紀宝町	熊野三山 熊野速玉大社（御船島）	樹木流失等
桑名市	諸戸氏庭園	倒木
津市	三多気のサクラ	倒木
津市	多気北畠氏城館跡（霧山城跡）	倒木
明和町	斎宮跡	倒木
伊勢市	二見浦	参道の破損等
玉城町	田丸城跡	倒木
大紀町	大平山の躑躅	土砂崩落
伊賀市	旧崇広堂	倒木
伊賀市	御墓山古墳	倒木
伊賀市	赤井家住宅土塀	土塀の剥落
伊賀市	城之越遺跡	倒木
名張市	赤目の峡谷	遊歩道の破損等
計	18箇所	

#### ⑤ 臨時休校等の状況

9月5日は、学校の床上浸水等の被災や通学手段確保の困難等により、臨時休校を実施した学校は34校ありました。

6日以降も、複数の学校で、片付け・清掃のための休校や給食が提供できなかったため短縮授業が続きました。このうち、再開が最も遅れた紀南高校は20日(火)から短縮授業を行い、28日(水)から平常授業が再開されました。

#### ○9月5日の休校措置

区分	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計
休校	13	12	6	3	34

○平常授業を再開した日（9月12日(月)以降に再開した学校のみ）

平常授業再開日	学校名
9月12日(月)	木本高校・伊賀つばさ学園・木本小学校・井戸小学校・五郷小学校・入鹿小学校・有馬中学校・五郷中学校・入鹿中学校
9月13日(火)	飛鳥中学校
9月15日(木)	木本中学校・井田小学校・神内小学校・鵜殿小学校
9月16日(金)	矢淵中学校
9月20日(火)	飛鳥小学校・成川小学校
9月26日(月)	相野谷小学校・相野谷中学校
9月28日(水)	紀南高校

(2) 対応の状況

① 学校施設の復旧状況

各学校の被災箇所及び程度により差はありますが、直接授業に使用する教室などは、教職員、生徒をはじめ、県内外のボランティアの協力により復旧し、9月中に全ての学校で平常授業に戻りました。

② 学用品の給与

災害救助法が適用された地域の小中学校では、滅失又はき損した教科書、副教材、文房具等を児童生徒に給与しました。（災害救助法適用市町：熊野市、御浜町、紀宝町）

また、木本高等学校・紀南高等学校の生徒に対しては、教科書、副教材、学用品（体操服、体育館シューズ、上履きスリッパ、ノート、鉛筆等）を生徒に給与しました。

③ 入学選抜手数料等の減免

台風12号により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒について、高等学校入学選抜手数料・高等学校入学料を減免することとしました。

④ 被災した児童生徒の「心のケア」について

被災した児童の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーを紀宝町立成川小学校・相野谷小学校、熊野市立入鹿小学校に派遣しました。（実人員で3名を9月14日から10月18日まで延べ13日派遣）

⑤ 修学奨学金の貸与

高等学校及び高等専門学校に在学する生徒のうち台風12号による被災により、修学が困難となった生徒について、修学奨学金を貸与することとし、また、貸与に必要な収入審査の簡略化を行いました。

## 【21】企業庁電気事業の被害状況

企業庁の水力発電設備は、4発電所に被害を受けました。

被害発電所：青田発電所、宮川第三発電所、  
長発電所、三瀬谷発電所



青田発電所 導水路（導水路損傷）



宮川第三発電所 堂倉谷取水口（排砂用ゲート駆動装置破損）



長発電所 滝原取水口（水位計流失）



三瀬谷発電所 逆調整池ダム（魚道ゲート駆動装置破損）

## 【22】企業庁応急給水対策の状況

三重県水道災害広域応援協定に基づく応急給水活動を行いました。熊野市へ9月5日から9月16日までの12日間、職員延べ54人、1.5tの応急給水タンクを載せた車両延べ27台出動し応援を行ったほか、紀宝町へ9月6日から9月13日までの8日間、職員延べ16人、1.5tの応急給水タンクを載せた車両延べ8台出動し応援を行いました。そのほか、熊野市へ9月16日から9月22日までの7日間、1.5tの応急給水タンクを載せた車両1台を貸し出しました。

また、紀宝町へ9月13日から9月16日までの4日間、浄水の水処理に関する技術支援を行う職員1名を派遣しました。

さらに、9月9日と9月11日に紀宝町上水道の水質試験を、9月15日に熊野市上水道の水質試験を実施しました。

### (企業庁の応急給水活動の実績)

活動期間	給水応援員	給水車出動台数	給水量
9月5日～9月16日	熊野市 54人	熊野市 27台	熊野市 134.7m <sup>3</sup>
9月6日～9月13日	紀宝町 16人	紀宝町 8台	紀宝町 33.0m <sup>3</sup>
9月16日～9月22日	熊野市へ、1.5tの応急給水タンクを載せた車両1台を貸与。		



給水タンク補給状況



給水応援状況

### (その他の活動実績)

活動期間	活動内容	支援先	支援人数
9月13日～9月16日	浄水の水処理に関する技術支援	紀宝町	4人
9月9日 9月11日	上水道の水質試験	紀宝町	
9月15日	上水道の水質試験	熊野市	

## 【23】国への提言

### ○野田内閣総理大臣との意見交換時における提言（9月9日）

#### 〔提言先〕

野田内閣総理大臣

#### 〔提言内容〕

- 1 東日本大震災に対する予算を減らすことなく、台風12号による災害に対する復旧復興費用についても、第3次補正予算の対象としていただきたい。
- 2 激甚災害の早期指定を行われたい。
- 3 国道42号線は、当該地域にとって唯一の「命の道」であることから、新たな命の道として、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の早期完成、及びミッシングリンクの解消についても早急に取り組んでいただきたい。
- 4 今回土砂災害が多かった地域には、土砂災害に備えるための財源の一つである社会资本整備総合交付金の重点配分を行っていただきたい。
- 5 当該地域は高齢化率が高く、地理的条件でも不利な地域であることから、復旧にあたっては、単なる復旧にとどまらず、産業や雇用の面から新しいまちづくりができるよう支援していただきたい。
- 6 熊野市や御浜町から要望のある農業土木職の職員派遣について、東海農政局から派遣していただくようお願いしたい。

### ○台風12号による災害に関する緊急提言（9月21日）

#### 〔提言先〕

民主党陳情要請対応本部 鈴木筆頭副本部長、自民党谷垣総裁等  
中川文部科学大臣、黄川田総務副大臣、室井国土交通政務官、森本農林水産政務官  
ほか関係省省庁事務次官等

#### 〔提言内容〕

#### 応急対策

#### 【総務省】

- 1 災害対応に係る財政需要に対する特別交付税措置についての格別の配慮  
被災者に対する県税、市町村税の減免措置等に伴う減収額及び被災地における災害救援活動、災害復旧事業、災害対策関連事業の実施に伴う特別な財政需要に対する特別交付税の配分において、平成16年度の三重県における豪雨災害（台風21号）の時と同様、格別に配慮されたい。
- 2 地方公営企業施設の災害復旧事業に対する地方財政措置の拡大  
水道施設等の地方公営企業施設が浸水等により甚大な被害を受けているので、地方公営企業施設の災害復旧費に対する一般会計繰出制度の拡大及び地方交付税措置の拡大を図られたい。

東日本大震災や阪神・淡路大震災にかかる地方財政措置では、地方公営企業の災害復旧事業に係る国庫補助負担率の嵩上げに加え、地方負担額に対する一般会計繰出制度の拡大等により地方公共団体の実質的な負担の軽減が図られている。

### 3 災害復旧事業に係る地方債の確保

公共施設の災害復旧事業にあたり、災害復旧事業の財源となる地方債の確保について、十分な措置を講じられたい。

#### 【文部科学省】

##### 1 公立文教施設に係る災害復旧への財政支援の充実

公立学校の校舎、体育館、運動場、設備（教材、備品等）及び、給食室の調理用設備が浸水の被害を受け、学校教育を進める上で支障をきたしている状態です。

つきましては、公立学校施設災害復旧事業については原形復旧が原則であります。現状に即して、採択条件の緩和と事務処理手続きの簡素化及び早期の採択を図られたい。

また、公民館、野球場など社会教育・体育施設も浸水被害等を受けており、公立社会教育施設災害復旧事業の採択対象の拡大を図られたい。

##### 2 学校施設の修繕に係る費用、学校教育の備品に係る費用の確保

校舎や体育館等の学校施設が甚大な被害を受けており、その被害額は膨大なものである。備品については、大量の土砂とともに流出するなどして損害を証明できないものもある。

については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の適用申請にあたっては、十分に配慮されたい。また、被害額が法定額を下回るような小規模な災害についても、施設の修繕費を確保できるよう配慮されたい。

##### 3 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に係る災害復旧への財政支援の充実

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成している熊野参詣道伊勢路が、甚大な被害を受けている。世界遺産は史跡指定された古道部分（コアゾーン）と指定地外のバッファゾーンをあわせて文化的景観として価値があり、今回の災害によるバッファゾーンの倒木等が、その価値に著しく影響する状況であることから、国宝重要文化財等保存整備費補助金の補助対象範囲について、バッファゾーンへも拡大を図られたい。

#### 【厚生労働省】

##### 1 社会福祉施設・医療施設等に係る災害復旧への財政支援の充実

被災した高齢者福祉施設、保育所などの社会福祉施設及び医療施設の施設・設備の復旧事業については、早期に災害復旧費国庫補助事業として採択されたい。

また、公的医療機関等への国庫補助については、施設の改修費用だけでなく医療機器等についても補助対象とされるとともに、補助対象とならない民間の医療施設等に対する（独）福祉医療機構における無利子融資等の財政支援を早期に対応されたい。

##### 2 水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実

被災市町が経営する水道施設の災害復旧について、災害復旧費国庫補助事業の早期採択をするとともに、その補助率について、東日本大震災または火山活動による被災と同様の補助率を適用する等、特段の措置を講じられたい。

## 【農林水産省】

### 1 農地・農業用施設等に係る災害復旧に対する支援

農地や農業用施設等の被害は営農に大きな影響を及ぼすことから、早期の復旧が必要である。

このため、二次災害防止に向けた農道及び用排水施設における応急工事の迅速な実施に向けた支援や、災害復旧事業の早期採択・早期実施に向けた査定を含む事業実施手続きの簡素化、さらには、共同利用施設や農業用機械の復旧に向けた支援制度の拡充等をお願いしたい。

また、災害査定を早期に終えるため、国から農業土木技術者の派遣について、引き続き支援をお願いしたい。

### 2 被災農業者に対する災害関連資金の貸付要件等の緩和とカンキツ産地の再生に向けた支援

収穫後、出荷に備え保管していたコメの冠水被害や地域の特産品であるカンキツ類の傷害、腐敗などの被害を受けた農業者等の収入は大きく減少する見通しであり、それら被害を受けた農業者等の早期の経営安定を図るため、現在、東日本大震災の復旧のために講じられている資金融通のための利子助成などの措置と同様、日本政策金融公庫等の災害関連資金について、償還期限・据置期間の延長、貸付限度額の引上げ及び貸付利率の無利子化に対する特段の措置とともに、既往債務の償還についても格別に配慮されたい。

さらに、県南部の主産業であるカンキツの産地において、被害が発生していることから、産地の再生に向けた地域の取組に対し、特段の支援を図られたい。

### 3 山地災害及び林道施設に係る災害復旧に対する支援

治山施設・林道等に甚大な被害が発生した山地や治山施設、林道施設の災害復旧について、林道施設災害復旧事業における査定の簡素化と災害関連緊急治山等事業、治山施設災害関連事業、林道施設災害復旧事業の早期採択など格別に配慮されたい。

### 4 被災した漁業者の経営再建への応急的支援の充実

本県では、昨年2月のチリ中部沿岸地震による津波、本年3月の東日本大震災に伴う津波と、連續して養殖業が大きな被害を受け、経営再建に向けて取り組んでいる中で、今回の台風12号により、マダイ、マグロなどの養殖魚がつい死する被害が発生した。

二重、三重の被害を受けた漁業者は、再建に向けての意欲を喪失しており、財政援助をはじめ、被害の早期復旧と漁業者の経営再建に向けた迅速な支援が不可欠である。

国においては、今回発生した被害の早期復旧と被害を受けた漁業者の経営の再建を図るため、東日本大震災の被災漁業者を対象とした金融支援、定置網の復旧に対する支援等について、今回の被害も対象とするなどの拡充措置を行われたい。また、漁場の悪化、魚病の蔓延を防止するため迅速な対応が必要な死魚の回収・処理への支援を行われたい。

さらに、大きな災害が連續して発生する中で、漁業経営の安定化を図るために、漁業用の軽油引取税に対する課税免除を恒久化されたい。

## 【経済産業省】

被害を受けた中小企業者の事業再建を早期に図るため、以下の金融支援を早急に実施されたい。

### 1 災害関連資金の利率の低減化

政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）における災害関連資金について、

利率の低減に対する特段の措置を実施されたい。

## 2 中小企業信用保険法における地域指定

中小企業信用保険法第2条第4項第4号（自然災害等）に基づくセーフティネット保証の指定地域に被災市町を早期に指定されたい。

### 【国土交通省】

#### 1 公共土木施設に係る災害復旧等への支援

今回の台風12号は、長時間続いた記録的豪雨により河川の氾濫や土砂災害等が発生し、住家の破壊や浸水のみならず、尊い人命が奪われるなど、各地に甚大な被害を及ぼした。

現在、被災地において応急復旧作業に渾身の力で取り組んでいるところであるが、公共土木施設が受けた被害は甚大であり、早期復旧が急務であるため、迅速かつ円滑な災害復旧や再度災害防止のための事業について、近くまとめられる第3次補正予算を含めて関連費用を確保するなど強力に支援をされたい。

##### (1) 土石流等土砂災害の災害関連緊急事業等の予算確保と早期採択

被災箇所の再度災害を防止するため、緊急に実施する災害関連緊急事業等に要する予算を確保し、併せて早期の事業採択を行わせたい。

###### ○砂防激甚災害対策特別緊急事業

土石流等により激甚な災害が発生した一連の地区において、再度災害を防止するため、計画に基づき荒廃渓流の対策工事を実施するもの

###### ○災害関連緊急砂防事業

風水害、震災等による土砂の崩壊等、危険な状況に緊急に対処するための砂防設備を設置するもの

###### ○災害関連緊急急傾斜地崩壊対策特別事業

風水害等が発生した地域において、再度災害を防止するため緊急的に急傾斜地崩壊防止施設を施行するもの

##### (2) 河川等災害関連事業の予算確保と早期採択

被災箇所の原形復旧ではその効果が限定されるため、必要な効果が期待できる一定計画に基づく改良復旧事業の予算を確保し、併せて早期の事業採択を行わせたい。

###### ○河川等災害関連事業

##### (3) 公共土木施設災害復旧事業の早期実施のための査定の簡素化等の支援

被災した河川、砂防、道路等施設の早期復旧に向けて公共土木施設災害復旧事業について、査定の簡素化など柔軟な運用を図るとともに、埋塞土砂撤去や欠壊防止などの応急工事について最大限の配慮をされたい。

また、被災箇所において従前の効用が十分に発現できるよう採択を行わせたい。

##### (4) 流木等の処理に対する支援

漂着した流木等による海岸保全施設の機能阻害について、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する予算を確保するとともに、その採択要件（漂着量 1,000m<sup>3</sup>以上）の緩和など地域における漂着流木等の処理対策への支援を図られたい。

## 2 鉄道施設に係る災害復旧への財政支援制度の充実

三岐鉄道三岐線の保々駅・北勢中央公園駅間の朝明川の橋梁が損傷し、復旧の見込みが立っていない。

経営基盤が脆弱な地方鉄道の厳しい経営状況に鑑み、国において復旧にかかる十分な支援を講じられたい。

### 【環境省】

#### 1 災害ごみの撤去・処理に対する財政的支援

被災市町においては、これまでにない大量の災害廃棄物が発生し、早急に処分を行う必要があることから、災害廃棄物の処理事業費においては、下記の事項について、東日本大震災の災害廃棄物の処理事業費と同様の取扱とされたい。

- (1) 国庫補助対象の拡大（家屋解体費用に拡大）
- (2) 補助率の嵩上げ（1／2を95%に嵩上げ）
- (3) 交付税措置の拡充（地方負担分を全額交付税措置）

#### 2 自然公園施設に係る災害復旧に対する支援

国立公園内の自然公園施設や長距離自然歩道に甚大な被害が発生している。国立公園内の被災施設については、国庫補助制度がないため、国直轄による再整備とともに、その他の地域の被災施設については自然環境整備交付金及び地域自主戦略交付金による復旧事業を早期に採択されたい。

### 中・長期的対策

### 【総務省】

#### 1 合併特例債の発行期限の延長

被災地の合併市町においては深刻な被害により、市町村建設設計画に基づく事業の実施遅延や防災施設整備計画の見直しを行う必要が生じることが見込まれるので、合併特例債の発行期限の延長を図られたい。東日本大震災においては、特別の立法により10年度から15年度へ5年間の延長がなされている。

### 【農林水産省】

#### 1 農業の産地復興に向けた施策の充実

被災地は、農業の生産条件が不利で、担い手の高齢化や過疎化が進行している中山間地域にあり、従前の対策では、被害からの復興が困難な地域である。

そのため、国においては、地域産業の中心である農業の確実な再生を図るため、本県が独自に実施する集落や産地等が主体となって行う地域資源の有効活用による総合的な地域経営の推進に向けた取組のほか、6次産業化や輸出を含む地域農産物の販売促進、今回の台風で大きく被害を受けた獣害防止柵の整備など地域の実情に合った復興を総合的に促進するための施策を講じられたい。

#### 2 災害に強い農村地域づくりの計画的な推進

被災した場合に、再生が困難になりつつある農業・農村において、天災被害の影響をできる

かぎり最小限にするため、災害に強い農村地域づくりを、地域の防災を主導する人材の育成や清掃等を通じた農業用施設の運用体制の確立などソフト面と、農業用施設の計画的な更新や適正な維持管理などハード面の両方から確実に進めるための必要な財源について確保されたい。

### 3 間伐材の搬出と作業道の復旧に対する支援

今回の災害では、流木が河川の氾濫や落橋などの原因にもなっている。

森林・林業再生プランに基づき、本県においても搬出間伐を推進しているところであり、間伐材を山林内に放置しないよう、その搬出について、より強力な支援が必要である。

また、間伐材の搬出等に不可欠な作業道も多く被災しており、被災した作業道に対する復旧支援策が制度化されておらず、今後の搬出間伐の促進に大きな支障をきたす恐れがある。

このため、以下の事項について、重点的な支援を講じられたい。

- (1) 間伐材の林外への搬出に対する支援
- (2) 被災した作業道の復旧支援策の創設

### 4 森林・林業再生に向けた強力な支援

これまで「森林整備加速化・林業再生事業」を活用して、間伐や路網整備のほか、木材加工施設整備など地域の実情に応じた森林・林業の活性化に取り組んできたところである。

今回の災害により、林業が主要産業である三重県南部を中心に山地崩壊や林道・作業道等が被災し、森林・林業に甚大な影響が懸念され、被災地域の復興には、森林・林業再生の取組をこれまで以上に強力に推進する必要がある。

このため、平成23年度で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」に代わる支援制度を創設されたい。

### 5 災害に強く生産性の高い水産業の実現に向けた中長期的支援の充実

本県の水産業は、昨年2月のチリ中部沿岸地震による津波、本年3月の東日本大震災に伴う津波、そして今回の台風12号と、連続して大きな災害に見舞われたことから、養殖業者における再生意欲の醸成を図り、速やかに復旧を行うとともに、従来の姿に戻すだけでなく、今後発生が懸念されている東海・東南海・南海地震への備えも含め、さらに強い産地へと復興・再生していくことが求められている。

そのため、国においては、漁業経営の一層の安定化を図るため、マグロ1年魚、ウマヅラハギなど漁業共済の対象となっていない魚種を対象魚種に追加するとともに、被害を受けた水産業を力強い産業として生まれ変わらせるため、協業化・法人化等の経営体の改革、複合養殖など経営の多角化、災害に強い生産体制の構築、地域が主体となって取り組む総合的な地域経営を推進するための対策を講じられたい。

## 【国土交通省】

### 1 豪雨や地震・津波などの大規模災害に備えた、社会資本整備の強力な推進

広域に被害を及ぼす台風の大型化や増加傾向にある局地的大雨、さらには地震・津波などによる自然災害の脅威は今後一層深刻化することが想定される。また、急速な少子高齢化は中山間地域の高齢化を加速させ、地域社会を支えるコミュニティ機能の維持が困難になりつつある。

このような状況を開拓し、国民の安全・安心を確保し、人々の暮らしを守るために、減災対策に資する社会資本整備を強力に推進できるよう特段の配慮を図られたい。

## (1) 水害、津波など大災害に備えた紀勢自動車道など幹線道路網整備の強力な推進

①紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の着実な整備促進とミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化を図られたい。

i) 尾鷲南 IC～尾鷲北 IC（約 5 km）については、平成 24 年度新規事業化すること。

ii) 大泊 IC～新宮市（約 35 km）については、ただちに計画段階評価に着手すること。

②救急医療や災害時の緊急輸送、観光拠点の連結などの機能強化を図るため、地域高規格道路 伊勢志摩連絡道路の磯部バイパス（仮称）を平成 24 年度新規事業化されたい。

③被災が懸念される地域において、救援・復旧・復興を担う骨格的な道路の直轄事業等の整備に必要な予算を削減することなく、安定的に予算額を確保されたい。なお、台風 12 号の復旧・復興についても第 3 次補正予算や政府予備費等に必要な予算額を盛り込まれたい。

## (2) 土砂災害等に備えるための社会資本整備への支援

今回、がけ崩れや土石流など土砂災害が多発したこともあり、今後、早急に必要な社会資本整備を強力に推進することができるよう、今回被災の大きかった県や土砂災害の発生頻度の高い県に、減災対策にかかる社会資本整備総合交付金等を重点的に配分されたい。

## (3) 治水・海岸・砂防施設にかかる直轄事業の強力な推進

ぜい弱な国土において、豪雨や地震・津波などの自然の脅威から国民の生命・財産や社会経済活動を守る根幹的な施設である河川施設、海岸施設、砂防施設など直轄事業の整備推進を図られたい。

## ○台風 12 号による災害に関する緊急提言（10 月 20 日）

### 〔提言先〕

民主党陳情要請対応本部 鈴木筆頭副本部長、阿久津副本部長  
前田国土交通大臣、宿利国土交通事務次官ほか国土交通省関係部局

### 〔提言内容〕

#### 【国土交通省】

##### 1 公共土木施設に係る災害復旧等への支援

今回の台風 12 号は、長時間続いた記録的豪雨により河川の氾濫や土砂災害等が発生し、住家の破壊や浸水のみならず、尊い人命が奪われるなど、各地に甚大な被害を及ぼした。

現在、被災地において復旧作業に渾身の力で取り組んでいるところであるが、公共土木施設が受けた被害は甚大であり、早期復旧が急務であるため、迅速かつ円滑な災害復旧や再度災害防止のための事業について、第 3 次補正予算を含めて関連費用を確保するなど強力に支援をされたい。

##### (1) 土石流等土砂災害の災害関連緊急事業等の予算確保と早期採択

被災箇所の再度災害を防止するため、緊急に実施する災害関連緊急事業等に要する予算を確保し、併せて早期の事業採択を行われたい。

○砂防激甚災害対策特別緊急事業

土石流等により激甚な災害が発生した一連の地区において、再度災害を防止するため、計画に基づき荒廃渓流の対策工事を実施するもの

○災害関連緊急砂防事業

風水害、震災等による土砂の崩壊等、貴重な状況に緊急に対処するための茶房設備を設置するもの

○災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業

風水害等が発生した地域において、再度災害を防止するため緊急的に急傾斜地崩壊防止施設を施行するもの

(2) 河川等土砂災害の災害関連事業の予算確保と早期採択

被災箇所の原形復旧ではその効果が限定されるため、必要な効果が期待できる一定計画に基づく海流復旧事業の予算を確保し、併せて早期の事業採択を行われたい。

○河川等災害関連事業

(3) 公共土木施設災害復旧事業の査定及び調査費等の支援

被災した河川、砂防、道路等施設の公共土木施設災害復旧事業の査定について、埋塞土砂撤去や欠壊防止などの応急工事について最大限の配慮を講じるとともに、被災箇所において従前の効用が十分に発現できるよう採択を行われたい。

また、災害復旧事業の採択までに実施する調査、測量、設計などの費用を全て国庫負担の対象となるよう特段の支援を行われたい。

(4) 流木等の処理に対する支援

漂着した流木等による海岸保全施設の機能阻害について、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する予算を確保するとともに、その採択要件（漂着量 1,000m<sup>3</sup>以上）の緩和など地域における漂着流木等の処理対策への支援を図られたい。

(5) 熊野川水系の総合的な治水対策の検討

熊野川水系（相野谷川含む）について、今回のような計画規模を上回る洪水への対応を含めた、総合的な治水対策の検討を行われたい。

## 2 豪雨や地震・津波などの大規模災害に備えた社会資本整備の強力な推進

広域に被害を及ぼす台風の大型化や増加傾向にある局地的大雨、さらには地震・津波などによる自然災害の脅威は、今後一層深刻化することが想定される。また、急速な少子高齢化は中山間地域の高齢化を加速させ、地域社会を支えるコミュニティ機能の維持が困難になりつつある。

このような状況を開拓し、国民の安全・安心を確保し、人々の暮らしを守るために、減災対策に資する社会資本整備を強力に推進できるよう特段の配慮を図られたい。

(1) 台風、津波など大災害に備えた紀勢自動車道など幹線道路網整備の強力な推進

①紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の着実な整備促進とミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化を図られたい。

i ) 尾鷲南 IC～尾鷲北 IC（約 5 km）については、平成 24 年度新規事業化すること。

- ii) 大泊 IC～新宮市（約 35 km）については、ただちに計画段階評価に着手すること。
- ② 救急医療や災害時の緊急輸送、観光拠点の連結などの機能強化を図るため、地域高規格道路 伊勢志摩連絡道路の磯部バイパス（仮称）を平成 24 年度新規事業化されたい。
- ③ 被災が懸念される地域において、救援・復旧・復興を担う骨格的な道路の直轄事業等の整備に必要な予算を削減することなく、安定的に予算額を確保されたい。なお、台風 12 号の復旧・復興についても第 3 次補正予算や政府予備費等に必要な予算額を盛り込まれたい。
- (2) 土砂災害等に備えるための社会資本整備への支援
- 今回、がけ崩れや土石流など土砂災害が多発したこともあり、今後、早急に必要な社会資本整備を強力に推進することができるよう、今回被災の大きかった県や土砂災害の発生頻度の高い県に、減災対策にかかる社会資本整備総合交付金等を重点的に配分されたい。
- (3) 治水・海岸・砂防施設に係る直轄事業の強力な推進
- ぜい弱な国土において、豪雨や地震・津波などの自然の脅威から国民の生命・財産や社会経済活動を守る根幹的な施設である河川施設、海岸施設、砂防施設など直轄事業の整備推進を図られたい。

## ○平成 24 年度 国の予算編成等に関する提言書（11月 15 日～11月 17 日）

### [提言先]

内閣府、国土交通省、農林水産省

### [提言内容]

#### 台風、局地的大雨等による風水害対策の強化・推進

広域に甚大な被害を及ぼす台風や近年、増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐため、ハード・ソフト両面にわたる予防対策の一層の充実・強化を図られたい。

- 1 台風や局地的大雨等大規模水害にかかる応急対策の基本となる被害想定策定の推進
- 2 災害に強い安全な地域づくりのための自然災害対策の推進
  - (1) 河川堤防や砂防・急傾斜地崩壊防止施設、海岸堤防施設の整備など命を守り災害予防に資する事業について、必要となる財源のより安定的な確保すること
  - (2) 計画規模を上回る洪水が発生した熊野川（相野谷川含む）における利水ダムの運用を含めた総合的な治水対策や流域全体の管理のあり方の検討
  - (3) 土砂災害から命を守るため、地域に応じたきめ細かな対策の拡充
    - ① より多くの人家を保全するための急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（10 戸）の緩和
    - ② 土砂災害特別警戒区域内において、個人に義務付けられている対策工事に対する補助金制度の創設
  - (4) 国土保全と自然災害防御の観点から七里御浜海岸の直轄化
  - (5) 災害に強い森林づくりに資する事業について、必要となる財源のより安定的な確保

# 被災者生活再建の手引き

～平成23年台風12号からの生活再建のために～

## 平成23年台風12号被災者の方へ

この手引きは、平成23年台風12号により三重県内で被災された方に、できるだけ早く生活再建をしていただくための参考として作成いたしました。

三 重 県

※この手引きは、平成23年10月25日現在の情報を掲載しています。

## 目 次

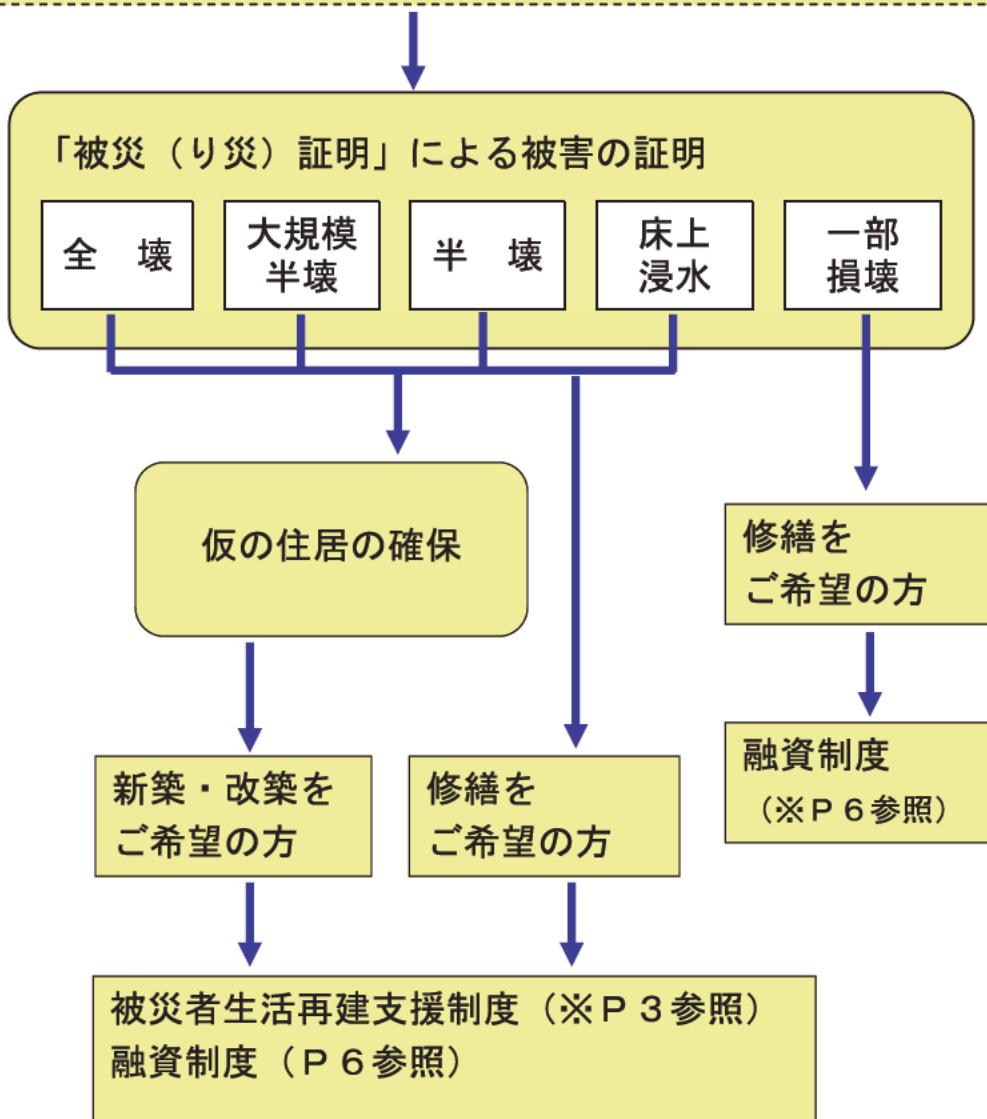
◆住宅の確保に向けて	1
◆その他住宅復興に関する支援措置	6
◆資金融資	7
◆各種手数料の減免措置	
①各種免許証等の再発行手数料の減免	1 6
②被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免	2 1
③被災した建築物の復旧等に係る手数料の減免	2 3
④県立学校等の入学料等の減免	2 4
⑤その他手数料の減免	2 6
◆県税の減免措置	2 7
◆その他特例措置	2 8

## 住宅の確保に向けて

### ◎ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図

ご自宅が被災された方は、「被災（り災）証明」（※P 2参照）の交付申請をご検討願います。

※「被災（り災）証明」は、市町の「住家の被害認定調査」（応急危険度判定ではありません）に基づき交付されます。



\* 被災者生活再建支援制度や融資制度の利用にあたっては、被災の状況等により要件が異なりますので、本誌該当ページでご確認ください。

## 「被災（り災）証明」と「住家の被害認定調査」について

「被災（り災）証明」とは、市町が実施する「住家の被害認定調査」に基づき、地震や水害、火災などで災害を受けたことを証明するものです。

税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資（住宅金融支援機構、商工融資等）の支援、保険等の支払いを受けるために必要な証明となり、建物の被害の程度（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」、「一部損壊」など）を証明するものです。

なお、「住家の被害認定調査」が行われる前に被災された建築物の取り壊しや応急修理等をおこなう場合は、あらかじめ市町役場にお知らせいただくとともに、被害状況の写真を撮っておいていただくことをお願いします。

# 住宅等に関する資金の助成

ご自宅に大きな被害を受けた方を対象に、住宅の被害程度や再建方法に応じて、支援します。  
原則として、市町役場が発行する被災（り災）証明が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「床上浸水」の方が、ご利用できます。

## 1 被災者生活再建支援制度

### （1）被災者生活再建支援法（国の制度）\*

#### ①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支 給 額 … P 4 【表】「国の制度」に掲げる「基礎支援金」を定額で支給

i 全壊世帯：支給額(単数)75万円・(複数)100万円

ii 大規模半壊世帯：支給額(単数)37.5万円・(複数)50万円

#### ②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支 給 額 … ご自宅の再建方法に応じ、P 4 【表】「国の制度」に掲げる「加算支援金」を定額で支給

i ご自宅を建設又は購入した場合：支給額(単数)150万円・(複数)200万円

ii ご自宅を補修した場合：支給額(単数)75万円・(複数)100万円

iii ご自宅を賃借した場合：支給額(単数)37.5万円・(複数)50万円

\* 被災者生活再建支援法は平成23年9月2日に熊野市、紀宝町に適用されています。

### （2）三重県被災者生活再建支援事業

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等、大規模半壊、半壊又は床上浸水した世帯

イ 支 給 額 … P 4 【表】「県の制度」の支援額を上限として、県が市町に補助するものです。

被害を受けられた方につきましては、各市町の制度によって、支援額を支給しますので、詳細については、お住まいの市町役場にお問い合わせ下さい。

※ 被災者生活再建支援法（国制度）の適用となる部分については、本事業は適用されません。

## 被災者生活再建支援制度（平成 23 年 10 月 25 日現在）

【表】支援額一覧表（注 1）

（単位：万円）

被害状況・世帯構成		(1) 被災者生活再建支援制度（注 2）							
		国の制度			県の制度				
全壊 (注 3)	世帯構成	基礎支援金 (注 4)	加算支援金 (注 5)		計	基礎支援金 (注 4)	加算支援金 (注 5)		計
		複数	100	建設・購入	200	300	100	建設・購入	200
				補修	100	200		補修	100
				賃借	50	150		賃貸	50
	単身	75	75	建設・購入	150	225	75	建設・購入	150
				補修	75	150		補修	75
				賃借	37.5	112.5		賃貸	37.5
大規模半壊	複数	50	50	建設・購入	200	250	50	建設・購入	200
				補修	100	150		補修	100
				賃借	50	100		賃貸	50
	単身	37.5	37.5	建設・購入	150	187.5	37.5	建設・購入	150
				補修	75	112.5		補修	75
				賃借	37.5	75		賃貸	37.5
半壊	複数	—	—	—	—	35	—	—	35
	単身	—	—	—	—	26.25	—	—	26.25
床上浸水	複数	—	—	—	—	25	—	—	25
	単身	—	—	—	—	18.75	—	—	18.75

(注 1) この表は、県が市町に補助する際の上限額です。実際の支給については、市町となりますので、詳しくは、お住まいの市町役場にご相談ください。

また国の制度に基づき支援を受ける場合は、県の制度と重複して支援を受けることは、できません。

(注 2) 被災者生活再建支援制度の申請期限は、次のとおり定められていますので、申請もれのないようご注意下さい。

○基礎支援金（平成 24 年 10 月 1 日まで）、○加算支援金（平成 26 年 10 月 1 日まで）

(注 3) 全壊には、半壊解体・敷地被害解体を含みます。

(注 4) 基礎支援金は、該当する住宅の被害程度に応じて、いずれか 1 つの区分額が支援額になります。

(注 5) 加算支援金は、住宅再建方法（「建設・購入」「補修」「賃借」の 3 区分）により異なります。複数の方法（区分）が該当する場合は、それらのうちの最も高い区分の額が最終的な支援額になります。

※ 表内の「-」部は、支援制度の対象外となります。

## 【お問い合わせ先】

お問い合わせ窓口	電話番号
三重県 防災危機管理部防災対策室	059-224-2189
津市 福祉政策課	059-229-3283
伊勢市 生活支援課	0596-21-5557
尾鷲市 福祉保健課	0597-23-8201
熊野市 福祉事務所社会福祉係	0597-89-4111 (内線 164)
大台町 町民福祉課	0598-82-3783
度会町 総務課	0596-62-1111
大紀町 健康福祉課	0598-86-2216
紀北町 危機管理課	0597-32-3904
御浜町 健康福祉課	05979-3-0515
紀宝町 福祉課	0735-33-0339

## その他住宅復興に関する支援措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
台風12号による被災により自ら居住していた住宅に被害を受け、住宅の再建(建設・購入・補修)のために必要な資金を借り入れる方に対し、借入金の利子の一部を補助します。 ※被災(り災)証明書などの書類が必要です。	<p>【申請窓口】 市町担当課</p> <p>【対象者】 平成23年9月の台風12号で被災した、自ら居住する住宅の再建を必要とする方で、①、②のいずれかに該当する方</p> <p>① 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の貸付を受ける方 ② 災日から2年内に住宅金融支援機構以外の金融機関で貸付を受ける方</p> <p>建設・購入の対象は、り災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方です。</p> <p>【利子補給対象借入限度額】 住宅の建設 購入(新築)：耐火・準耐火等1,460万円、木造1,400万円 住宅の購入(中古)：耐火・準耐火等1,160万円、木造950万円 住宅の補修：耐火・準耐火等640万円、木造590万円</p> <p>【補助金額】 借入金の利子の5年間分の2／3を県が補助します(借り入れの日ににおける住宅金融支援機構の利率が上限になります)</p> <p>【補助期間】 借り入れの日から5年間</p> <p>【申込に必要な書類】 り災証明書、融資の契約書、5年間の利子総額算出計算書 他(詳しくはお問い合わせください)</p>	県土整備部 住宅室	059-224-2720

## 資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
生活福祉資金貸付制度(災害援護資金貸付)	<p>台風12号による被災により、生活中に困窮されている方に、困窮から回復するための資金の貸付を次の基準で行います。</p> <p>※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>【貸付対象】 低所得世帯(世帯全体の収入が生活保護費の2倍以内)</p> <p>【貸付内容】 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費であり、住宅復旧経費、家財道具等の購入経費、主たる生計手段である田畠・工場・倉庫等の復旧経費など。</p> <p>【貸付限度額】 150万円(福祉費(住宅)との重複貸付の場合は350万円)</p> <p>連帯保証人:原則必要(申請者と別世帯の世帯主で65歳未満の所得税課税者)</p> <p>【貸付利率】 無利子(連帯保証人がない場合は1.5%)</p> <p>【据置期間】 6か月以内</p> <p>【償還期間】 7年以内(据置期間を含む)</p> <p>【その他】            -災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用外となります。            -貸付には民生委員や市町社会福祉協議会の指導等が伴います。            -すでに購入・発注・契約等をしている場合は対象外となります。            -実施主体は、三重県社会福祉協議会です。         </p>	健康福祉部 社会福祉室	059-224-2256

## 融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
母子及び寡婦福祉資金(住宅資金)貸付事業	<p>台風12号による被害を受けた母子及び寡婦世帯に対し、次の基準で住宅資金の貸付並びに支払期日に償還することが著しく困難な方に対する償還金1年以内の猶予を行います。</p> <p>※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>○住宅資金の貸付にかかる支援</p> <p>【貸付対象】 住宅被害を受けた母子家庭の母・寡婦</p> <p>【貸付限度額】 200万円</p> <p>【貸付利率】 無利子(連帯保証人がない場合は1.5%)</p> <p>【据置期間】 被災の種類及び程度に応じて、6か月～2年以内</p> <p>【償還期間】 据え書き期間経過後、7年以内</p> <p>○償還金の支払猶予</p> <p>【猶予対象】 全資金</p> <p>【手続等】 管轄福祉事務所へ猶予申請が必要です。</p>	健康福祉部 ニども家庭室	059-224-2271
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	<p>農業経営改善促進資金(スーパーS資金)</p> <p>【貸付対象者】認定農業者</p> <p>【資金用途】短期運転資金</p> <p>【償還期限】1年以内</p> <p>【貸付限度額】個人500万円 法人2,000万円</p> <p>【貸付利率】1.50%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り)</p>	農水商工部 農業経営室	059-224-2354

## 資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
農業近代化資金 【貸付対象者】認定農業者、その他担い手 【資金用途】農畜舎等の建設、農機具の購入 【償還期限】15年以内(据置期間 融資対象に応じて2年～7年以内) 【貸付限度額】 認定農業者：個人1,800万円 法人3,600万円 その他担い手、認定農業者で上記貸付限度額を超えた方：個人1,800万円(特認2億円) 法人2億円 【貸付利率】(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り) 認定農業者：0.55～1.15% その他担い手：1.30% ※平成23年度については、認定農業者の方は一定の条件のもとで貸付当初5年間無利子になります。 ※既往債務についてには、償還猶予等の措置あり。	農業近代化資金 農水商工部 農業経営室 059-224-2354		

## 資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	<p>【貸付対象者】認定農業者</p> <p>【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入、農地の整備</p> <p>【償還期限】25年以内(据置期間10年以内)</p> <p>【貸付限度額】個人：1億5千万円 法人：5億円</p> <p>【貸付利率】0.55～1.30%（平成23年10月20日現在 每月利率改定あり）</p> <p>※平成23年度については、認定農業者の方は一定の条件のもとで貸付当初5年間無利子になります。</p> <p>※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p> <p>経営体質強化資金</p> <p>【貸付対象者】認定農業者以外の扱い手</p> <p>【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入、農地の整備</p> <p>【償還期限】25年以内(据置期間3年以内)</p> <p>【貸付限度額】個人：1億5千万円 法人：5億円</p> <p>【貸付利率】1.30%（平成23年10月20日現在 每月利率改定有り）</p> <p>※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p> <p>農林漁業施設資金(災害復旧)</p> <p>【貸付対象者】農業、林業、水産業を営む方</p> <p>【資金使途】農畜舎の復旧、果樹の改植又は補植費用等</p> <p>【償還期限】15年以内又は25年以内(据置期間3年以内又は10年以内)</p> <p>【貸付限度額】負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額</p> <p>【貸付利率】0.55～1.30%（平成23年10月20日現在 每月利率改定あり）</p> <p>※被災内容を証明する書類等が必要となります。</p> <p>※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p>	農水商工部 農業経営室  環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2354  059-224-2563

## 資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
日本政策金融公庫資金	<p>農林漁業セーフティネット資金 【貸付対象者】認定農業者等被災した農林漁業者 【資金用途】経営の維持安定に必要な運転資金</p> <p>【償還期限】10年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】600万円 又は簿記記帳を行っている場合、年間経営費等の3／12 【貸付利率】0.55%～0.75%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり) ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p>	農水商工部 農業経営室 水産経営室  環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2354 059-224-2606  059-224-2553
日本政策金融公庫資金	<p>農林漁業セーフティネット資金(農業者向け利子助成制度) 【対象資金】平成23年9月5日以降に貸付決定が行われ、平成24年3月末までに県の利子助成承認を受けた農林漁業セーフティネット資金 【利子助成対象者】平成23年台風12号による被害を受け、農業経営の維持安定を図るために、農林漁業セーフティネット資金を借り入れる県内農業者 【資金用途】農業経営の維持安定に必要な運転資金</p> <p>【償還期限】10年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】600万円 又は簿記記帳を行っている場合、年間経営費等の3／12 【貸付利率】0.55%～0.75%(平成23年10月20日現在 每月利率改定あり)</p> <p>【利子助成内容】農林漁業セーフティネット資金の貸付利率について、1／2以内(小数点以下第2位未満切り捨て)で貸付当初5年間に限り利子助成(上限:0.5%)を行ふ。 ※被災内容を証明する書類等が必要となります。</p>	農水商工部 農業経営室	059-224-2354

## 融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
林業・木材産業改善資金 林業・木材産業改 善資金	<p>林業・木材産業改善資金 【貸付対象者】林業に携わっている方及び木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいる方 【資金使途】施設等の整備、林業機械の購入等 【償還期限】10年以内(据置期間 最長3年) 【貸付限度額】林業:個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 木材産業: 1億円 【貸付利率】無利子 【その他】既往債務については、償還猶予の措置があります。</p>	<p>環境森林部 森林・林業経営室</p>	059-224-2563
木材産業等高度化推進資金 木材産業等高度 化推進資金	<p>木材産業等高度化推進資金 【貸付対象者】森林所有者、市場開設者、数人共同の事業体、木材製造業を営む方等 【資金使途】立木購入代金、素材・製材等購入代金、間伐材等の素材生産(加工販)資金、木材の加工を行うのに必要な 資金等 【償還期限】1年～5年以内(据置期間 1年以内) 【貸付限度額】5,000万円～5億円(各資金の種類により異なる) 【貸付利率】1.30～1.80%(各資金の種類により異なる) 【その他】既往債務については、償還猶予の措置があります。 借入には、合理化計画を作成し、三重県知事の認定を受ける必要があります。</p>	<p>環境森林部 森林・林業経営室</p>	059-224-2563

## 融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
漁業近代化資金(災害資金・設備資金) 東日本大震災による津波で被害を受け、再度台風12号で被害を受けた漁業者等を対象に、利子助成の上乗せ及び償還期間の延長などの融資条件の緩和を行い、災害復旧のために必要な資金を融資します。	【融資機関】 三重県信用漁業協同組合連合会 【資金用途】 ①災害資金 災害復旧に必要な漁業施設の修繕費、再生産費、購入未払金 ②設備資金 漁船の購入、養殖施設等の整備等 【貸付対象者】 台風12号の被害を受けた漁業者のうち、東日本大震災による津波で被害を受けるなど一定の要件に適合する方 ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 【融資限度額】 ①災害資金 個人600万円以内 法人1,200万円以内 ②設備資金 経営形態に応じて 1,800万円～3億6,000万円 【貸付利率】 0.65%（基準金利2.55%－県利子補給1.90%） ※基準金利は平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり ※通常1.3%のところ県利子助成0.65%上乗せ 【償還期間】 ①災害資金 10年以内（うち据置3年以内） ※通常は5年以内（うち据置1年以内） ②設備資金 資金用途に応じて5～20年以内（うち据置1～3年以内） 【問合せ先】 三重県信用漁業協同組合連合会の本支店・出張所	農水商工部 水産経営室	059-224-2606
・災害関係保証の対象地域(熊野市・紀宝町) 被災中小企業を対象に復旧に必要な運転資金、設備資金を借り入れられる「台風12号関連災害復旧資金」を創設。	台風12号関連災害復旧資金 貸付限度額 8,000万円 貸付期間 10年以内（据置期間1年以内） 信用保証料率 0.50% 実施期間 平成23年10月3日～平成24年3月25日 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	農水商工部 金融経営室	059-224-2447
・災害関係保証の対象地域以外の県内全域 保証料率を引き下げるとともに、限度額の引き上げや返済期間の延長などをを行い、被災中小企業者を対象に復旧のために緊急に必要な設備資金及び運転資金を融資します。	三重県中小企業融資制度「リフレッシュ資金」 貸付限度額 8,000万円 貸付期間 10年以内（据置期間1年以内） 信用保証料率 0.35～1.40% 実施期間 平成23年10月3日～平成24年3月25日 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	農水商工部 金融経営室	059-224-2447

## 資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号								
三重県高等学校等修学資金 融資制度	<p>高等学校及び高等専門学校に在学する生徒のうち台風12号による被災により、修学が困難となつた方に、次の措置を行います。</p> <p>※ 熊野市、紀宝町に保護者が居住する方は、被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>※ その他の地域に保護者が居住する方は、全壊の被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>1 賃与に必要な収入審査の簡略化</p> <p>要学金の賃与にあたつては、本来、同一の世帯に属する全ての者の収入の合計額が、生活保護基準の2.0倍以下であることが必要ですが、被災した事実が明らかな場合は収入審査を不要とします。</p> <p>2 返還猶予</p> <p>要学金を返還中の方に対し、申請に基づき、被災した時点から最大1年間までの返還猶予を行ないます。</p> <p>(参考)三重県高等学校等修学資金 貸与額(次のいずれかを選択)</p> <p>(1)修学費(月額)</p> <table> <tr> <td>ア 国公立</td> <td>8,000円、13,000円、18,000円、23,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 私立</td> <td>20,000円、25,000円、30,000円、35,000円</td> </tr> </table> <p>(2)修学支度費(入学一時金)</p> <table> <tr> <td>ア 国公立</td> <td>40,000円、80,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 私立</td> <td>50,000円、100,000円</td> </tr> </table>	ア 国公立	8,000円、13,000円、18,000円、23,000円	イ 私立	20,000円、25,000円、30,000円、35,000円	ア 国公立	40,000円、80,000円	イ 私立	50,000円、100,000円	教育委員会事務局 予算経理室	059-224-2940
ア 国公立	8,000円、13,000円、18,000円、23,000円										
イ 私立	20,000円、25,000円、30,000円、35,000円										
ア 国公立	40,000円、80,000円										
イ 私立	50,000円、100,000円										

## 資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	<p>【対象者】 次に掲げる事項のすべてに該当する方          一 保護者が三重県内に住所を有する者であること。(賃与を受けようとする者が未成年ではない場合は、次のいずれかに該当すること。)          イ 当該賃与を受けようとする者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。          ロ 当該賃与を受けようとする者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該賃与を受けようとする者が県内に住所を有すること。          二 三重県内の定時制課程又は通信制課程に在学している者(法第五十四条第三項の規定による文部科学大臣の承認に係る監督官の認可を受けた通信制課程に在学する者にあっては、三重県内に住所を有する者)であること。          三 通信制課程又は定時制の課程のうち単位制課程に在学する者については、四年以内で卒業に至ると認められる者であつて、年間十八単位以上の単位数を履修している者であること。ただし、学校で別に履修方法を定めている場合にあつては、それに従い履修している者であること。          四 経常的収入を得る職業に就いている者であること。          五 同一の世帯に属するすべての者の収入の合計額が、生活保護法基準の1.5倍以下であること。</p> <p>【賃与額】          月額 18,000円</p> <p>※修学奨励金返還の猶予          賃与者が中途退学した場合は返還が必要になりますが、貸与期間の終了後に被災されている場合、申請に基づき、被災された時点から1年間までの返還猶予を行います。</p>	教育委員会事務局 高校教育室	059-224-3002

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 1	消防、火薬、高圧ガス及び電気関係の再交付手数料の減免	被災により免状等の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	防災危機管理部 消防・保安室	059-224-2183
1 - 2	准看護師の免許証再交付手数料の減免	被災により准看護師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1 - 3	保健婦の免状再交付手数料の減免	被災により保健婦免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1 - 4	看護婦免状又は看護人の免状再交付手数料の減免	被災により看護婦免状又は看護人免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1 - 5	受胎調節指導員指定証等再交付手数料の減免	被災により指定証・標識の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 こども家庭室	059-224-2248
1 - 6	調理師免許再交付手数料の減免	被災により調理師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務品室	059-224-2343
1 - 7	製菓衛生師免許証再交付手数料の減免	被災により製菓衛生師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務品室	059-224-2343
1 - 8	栄養士免許証再交付手数料の減免	被災により栄養士免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2294
1 - 9	介護支援専門員証再交付手数料の減免	被災により介護支援専門員証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 長寿社会室	059-224-3327
1 - 10	保育士登録証再交付手数料の減免	被災により保育士登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 こども家庭室	059-224-2268
1 - 11	クリーニング師免許証再交付手数料の減免	被災によりクリーニング師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務品室	059-224-2343

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 12	診療エックス線技師免許証再交付手数料の減免	被災により診療エックス線技師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災） 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部医療政策室	059-224-2337
1 - 13	大麻取扱者免許証再交付	被災により大麻取扱者免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災） 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部薬務食品室	059-224-2330
1 - 14	毒物劇物販売業登録票再交付手数料の減免	被災により毒物劇物販売業登録票の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災） 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部薬務食品室	059-224-2330
1 - 15	覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸出入業者、覚せい剤原料製造業者の指定証再交付手数料の減免	被災により覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付申請の経由に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災） 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部薬務食品室	059-224-2330
1 - 16	覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料の減免	被災により覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災） 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部薬務食品室	059-224-2330
1 - 17	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬管理者、麻薬施用者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、向精神薬研究者、向精神薬研究者免許証又は向精神薬試験登録証再交付手数料の減免	被災により麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許証登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災） 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部薬務食品室	059-224-2330
1 - 18	(薬事法に基づく) 配置販売從事者身分証明書再交付手数料の減免	被災により配置販売從事者身分証明書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災） 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部薬務食品室	059-224-2330

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 19	(薬事法に基づく) 販売被災により販売從事登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330	
1 - 20	医薬品等製造販売業等許可証再交付手数料の減免	被災により医薬品等製造販売業等許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 21	薬局開設等許可証再交付	被災により薬局開設等許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 22	(薬事法に基づく) 登録販売者試験合格証再交付	被災により登録販売者試験合格証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 23	特定動物飼養許可証再交付申請手数料の減免	被災により特定動物飼養許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1 - 24	動物取扱業登録証再交付申請手数料の減免	被災により動物取扱業登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1 - 25	職業訓練指導員免許再交付手数料の減免	被災により職業訓練指導員免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部 勤労・雇用支援室	059-224-2465
1 - 26	技能検定合格証書再交付手数料の減免	被災により技能検定合格証書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部 勤労・雇用支援室	059-224-2465
1 - 27	狩獵免状再交付手数料の減免	被災により狩獵免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	環境森林部 自然環境室	059-224-2578
1 - 28	生産事業者の登録証の再交付手数料の減免	被災により(林業用種苗) 生産事業者の登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	環境森林部 森林保全室	059-224-2573
1 - 29	二級建築士免許証又は木工手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災 (り災) 証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 建築開発室	059-224-2708

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 30	計量検定所における検定手数料等の減免	被災者を対象に装置検査手数料、燃料油メーター、質量計の検定手数料、計量証明事業登録証再交付手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 三重県計量検定所	059-223-5075
1 - 31	道路使用許可証再交付手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年8月31日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
1 - 32	自動車保管場所証明書・標章再交付手数料の減免	被災により自動車保管場所証明書・標章の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年3月30日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
1 - 33	運転免許証再交付手数料（仮運転免許）の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成23年12月28日まで	警察本部 運転免許センター	059-229-1212
1 - 34	教育職員免許状再交付手数料・有効期間更新証明書等の減免	被災により免許状・証明書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	教育委員会 人材政策室	059-224-2959
1 - 35	通訳案内士登録証再交付手数料の減免	被災により通訳案内士登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 観光・交流室	059-224-2847
1 - 36	家畜免許証再交付手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541
1 - 37	家畜人工授精師免許証再交付手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541
1 - 38	動物用医薬品販売業等許可証書再交付手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2544
1 - 39	高度管理医療機器の販売業又は賃貸許可再交付申請手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2544
1 - 40	家畜市場登録証再交付手数料の減免	被災により登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 41	漁船登録票再交付手数料 ※被災	被災により登録票の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	農水商工部 水産資源室	059-224-2590
1 - 42	一般旅券発給手数料（三 重県分）の減免	被災により一般旅券（パスポート）を紛失等したことに伴い、新たに一 般旅券の発給を申請する場合、一般旅券発給に係る手数料のうち、三重県 分（2,000円）を全額免除します。 ※被災（り災）証明書及び紛失一般旅券等届出書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	生活・文化部 国際室	059-222-5980

## 各種手数料の減免措置

### ②被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
2- 1	医療法による開設等許可手数料の減免（病院、診療所、助産所）	病院、診療所、助産所が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
2- 2	薬事法に係る許可申請手数料の減免	薬局等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2- 3	毒物及び劇物取締法に係る登録申請手数料の減免	営業所等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2- 4	麻薬及び向精神薬取締法に係る免許申請手数料の減免	薬局等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2- 5	大麻取締法に係る免許申請手数料の減免	施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための大麻取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2- 6	覚せい剤取締法に係る指定申請手数料の減免	施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための覚せい剤取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2- 7	（食品衛生法に基づく）食品営業許可申請手数料の減免	被災により食品営業許可の取り直しが必要となった場合に許可申請に係る手数料を全額免除します。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
2- 8	生活衛生関係営業にかかる手数料の減免	被災により施設の新築又は許可取り直しなどなる程度の変更を伴う営業再開及び仮店舗での営業再開に係る手数料を全額免除します。※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343

## 各種手数料の減免措置

### ②被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
2 - 9	特定動物飼養許可申請手数料および特定動物飼養変更許可申請手数料の減免	被災により要した飼養施設の移転および変更にかかる手手続きの手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康食品室	059-224-2343
2 - 10	動物取扱業登録申請手数料の減免	飼養施設の被災により営業の継続ができず、同一敷地以外の場所で営業を開設する場合の登録申請手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康食品室	059-224-2343
2 - 11	化製場及び死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料の減免	施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための化製場及び死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料を全額免除します（移転、建て替え等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康食品室	059-224-2343

## 各種手数料の減免措置

### ③被災した建築物の復旧等に係る手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
3 - 1	建築許可等申請及び建築確認申請申請等手数料の減免	被災により住宅等の建築を行なう際に必要となる建築申請にかかる手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	国土整備部 建築開発室	059-224-2752 059-224-2709
3 - 2	開発行為許可申請手数料等の減免	1. 災害救助法の適用地域に限り、宅地開発等を行う際に必要となる開発行為許可申請等に係る手数料を全額免除します。 2. 被災により宅地開発等を行なう際に必要となる開発行為許可申請等に係る手数料を全額免除します。 ※2の場合は被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	国土整備部 建築開発室	059-224-3087

## 各種手数料の減免措置

### ④県立学校等の入学料等の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
4 - 1	高等学校入学選抜手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学選抜手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940
4 - 2	高等学校入学料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940
4 - 3	津高等技術学校入校選抜手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入校選抜手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部津高等学校	059-234-2839
4 - 4	津高等技術学校入校料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入校料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	生活・文化部津高等学校	059-234-2839
4 - 5	公衆衛生学院受験手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の受験手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成24年度入学に係る入学願書の提出時	健康福祉部健康づくり室	059-224-2334
4 - 6	公衆衛生学院入学料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成24年度入学に係る入学手続き時	健康福祉部健康づくり室	059-224-2334
4 - 7	高等学校授業料の減免 (専攻科のみ)	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を全額免除します。 また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が教育費を1/2に減額します。 ※所持課税証明書等の提出が必要となります。	申請日の翌月から平成24年9月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940

## 各種手数料の減免措置

### ④県立学校等の入学料等の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
4 - 8	津高等技術学校授業料の減免	<p>被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。</p> <p>また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があるり、かつ市町村民税の所得割額が知事が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1／2に減額します。 ※所得課税証明書等の提出が必要となります。</p>	平成23年10月1日から平成24年9月末日まで	生活・文化部 津高等学校	059-234-2839
4 - 9	公衆衛生学院授業料の減免	<p>被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。</p> <p>また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があるり、かつ市町村民税の所得割額が知事が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1／2に減額します。（ただし6ヶ月を越えない期間） ※所得課税証明書等の提出が必要となります。</p>	平成23年10月1日から平成24年9月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2334

## 各種手数料の減免措置

### ⑤その他手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
5 - 1	長期優良住宅建築等計画の認定申請等手数料の減免	被災者に対して、長期優良住宅建築等計画の認定等を申請する場合の手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 住宅室	059-224-2720
5 - 2	自動車保管場所証明書・標章交付申請手数料の減免	被災により新たに自動車保管場所を確保する際に必要とする自動車保管場所証明書・標章交付申請に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年3月30日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
5 - 3	道路使用許可申請手数料の減免	被災により住宅建築等を行う際に必要とする道路使用許可申請にかかる手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年8月31日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
5 - 4	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料の減免	被災により歯科技工士免許の申請に歯科技工士国家試験合格証明書の添付を要する場合の同証明書の交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2294
5 - 5	保健所手数料条例に基づく文書手数料の減免	被災により再発行のできない文書（営業許可書等）を紛失し、保健所から証明書の交付を受ける際の手数料を半額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康福祉総務室	059-224-2238
5 - 6	飼養返還手数料の減免	災害救助法適用地域内で飼養していた犬または猫で、被災により逃走したと認められる犬または猫を返還する場合の手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 農務食品室	059-224-2343

## 県税の減免措置

### ○ 県税の減免について

県税に関する特例措置		特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）
個人県民税		いつたん課税された税金のうち、まだ納期限のきていない税金で、個人の市町村民税が減免されたときには、県民税についても同じ割合で減免の措置があります。
個人事業税		いつたん課税された税金のうち、まだ納期限のきていない税金で、事業用資産や生活に必要な資産について損害を受けた場合には、減免の措置があります。
不動産取得税		災害により滅失または損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき、不動産を取得した日から6か月以内に災害により不動産が滅失、損壊したときには減免の措置があります。
自動車取得税		災害により滅失または損壊（修理不可能なものに限る。）した自動車に代わる自動車を、災害を受けた日から3か月以内に取得したときには減免の措置があります。
自動車税		災害により損壊した自動車を復元するために要する費用が、代わりの同種同型の新車を購入する場合の購入価格の1／5を超えるときは、減免の措置があります。 ※災害を受けた日の属する当該年度分が対象となります。

- 納税の猶予について  
災害により、一時に納税ができないときには、申請により1年内の期間に限り納税を猶予する制度です。この場合、災害による猶予期間の延滞金が免除されます。
- お問い合わせ先（申請には、り災証明等の添付書類が必要ですので、事前にお問い合わせください。）

県税事務所	所管	減免制度	電話番号
桑名県税事務所	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	0594-24-3613～3614	0594-24-3611～3612
四日市県税事務所	四日市市、三重郡	059-352-0576～0577	059-352-0575
鈴鹿県税事務所	鈴鹿市、龜山市	059-382-8662	059-382-8660～8661
津総合県税事務所	津市	059-223-5024～5027	059-223-5020～5022, 5033
松阪県税事務所	松阪市、多気郡	0598-50-0511	0598-50-0510
伊勢県税事務所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	0596-27-5129, 5132	0596-27-5127
伊賀県税事務所	名張市、伊賀市	0595-24-8024	0595-24-8020
紀州県税事務所	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	0597-23-3419	0597-23-3417, 3420
自動車税事務所	熊野市、南牟婁郡	0597-23-3419	0597-89-6109
自動車税事務所	県内全域（自動車取得税及び自動車税の減免のみ）	059-223-5042～5043	

## その他特例措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県保健師助産師看護師等修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還免除もしくは返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
三重県病院事業助産師及び看護師修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	県立病院経営室	059-224-2348
三重県医師修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還免除もしくは返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	健康福祉部 医療政策室	059-224-2326
心身障害者扶養共済制度掛金の減免措置	台風12号による被災により、家屋に多大な被害を受けた方に対し、次の基準により掛金の減額免除を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。  【対象災害】 ①床土浸水の場合 ②住宅の屋根外壁内壁等の30%以上の損失もしくは滅失 【減額免除の内容】 平成23年10月分から平成24年6月分までの間ににおける掛金について100分の50に相当する額を免除 【その他】 申請期限は当該事由の発生した日から60日を経過した日	健康福祉部 障害福祉室	059-224-2274
林業・木材産業改普資金	台風12号による被災により、死亡、負傷、又は施設被害を受けた方に対し、償還猶予(原則1年以内)を行います。 ※被災(り災)証明書等の提出が必要になります。	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563
木材産業等高度化推進資金	台風12号による被災により、死亡、負傷、又は施設被害を受けた方に対し、償還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書等の提出が必要になります。 ※各金融機関において個別に相談応応を行います。	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563
特別相談窓口の設置	金融経営室内(TEL059-224-2447)、三重県信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び 産業支援センターに被災中ハ小企業等特別相談窓口を設置	農水商工部 金融経営室	059-224-2447

## その他特例措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県中小企業融資制度返済条件の緩和措置	県単融資制度を利用する被災中小企業者に対して、償還条件の緩和措置を実施します。 対象者 平成23年9月1日以前に県単融資制度の資金を借入れた方で、台風12号による被害を受けた中小企業 緩和措置 貸付期間の延長 6か月以内 元本の償還猶予 6か月以内 実施期間 平成23年9月9日～平成24年1月末	農水商工部 金融経営室	059-224-2447

[写真提供] 陸上自衛隊第33普通科連隊  
第四管区海上保安本部  
三重県警察本部

[資料提供] 津地方気象台

紀伊半島大水害  
～平成23年台風第12号による災害の記録～

平成24年3月

三重県

〒514-8570  
三重県津市広明町13番地  
電話 059-224-2189  
FAX 059-224-2199  
URL <http://www.pref.mie.lg.jp>